

1 関係法令等

測量調査等に関する業務は、次の関係法令によって行うものとする。

1-1 (一般関係)

国 土 調 査 方 法	(昭 26. 6. 1 法律第 180 号)
国 土 調 査 法 施 工 令	(昭 27. 3. 31 法令第 59 号)
測 量 法	(昭 24. 6. 3 法律第 188 号)
測 量 法 施 工 令	(昭 24. 8. 31 政令第 322 号)
測 量 法 施 工 規 則	(昭 24. 9. 1 省令第 16 号)
測量法第 34 条の規定に基づく作業規則の準則	(平 20. 3. 31 告示第 413 号)
基 準 点 測 量 基 礎 計 画	(昭 27. 8. 1 府令第 52 号)
基 準 点 測 量 作 業 規 定 準 則	(昭 61. 11. 18 府令第 51 号)
細 部 測 量 作 業 規 定 準 則	(昭 27. 2. 24 安本令第 13 号)
面 積 測 定 作 業 規 定 準 則	(昭 27. 7. 24 安本令第 14 号)
地 籍 調 査 作 業 規 定 準 則	(昭 32. 10. 24 府令第 71 号)
地 形 調 査 作 業 規 定 準 則	(昭 29. 7. 2 府令第 50 号)
高 速 自 動 車 国 道 法	(昭 32. 4. 25 法律第 79 号)
高 速 自 動 車 国 道 法 施 工 令	(昭 32. 7. 26 政令第 205 号)
高 速 自 動 車 道 路 等 の 構 造 基 準	(昭 38. 7. 20 建設省道路局)
國 土 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 法	(昭 32. 4. 16 法律第 68 号)
都 市 計 画 法	(昭 43. 6. 15 法律第 100 号)
土 地 区 画 整 理 法	(昭 29. 5. 20 法律第 119 号)
火 菓 類 取 締 法	(昭 25. 5. 4 法律第 149 号)
火 菓 類 取 締 法 施 工 令	(昭 25. 10. 31 政令第 323 号)
火 菓 類 取 締 法 施 工 規 則	(昭 25. 10. 31 省令第 88 号)
火 菓 類 取 締 法 施 工 細 則	(昭 29. 12. 2 北海道規則 146 号)
自 然 公 園 法	(昭 32. 6. 1 法律第 161 号)
自 然 公 園 法 施 工 令	(昭 32. 9. 30 法令第 298 号)
自 然 公 園 法 施 工 規 則	(昭 32. 10. 11 省令第 41 号)
森 林 法	(昭 26. 6. 26 法律第 249 号)
森 林 法 施 工 法	(昭 26. 6. 26 法律第 250 号)
森 林 法 施 工 令	(昭 26. 7. 31 政令第 276 号)
森 林 法 施 行 規 則	(昭 26. 8. 1 省令第 54 号)
國 有 林 野 の 管 理 経 営 に 関 す る 法 律	(昭 26. 6. 23 法律第 246 号)

国 有 林 野 法 施 工 令	(昭 29. 6. 1 政令第 121 号)
国 有 林 野 法 施 行 規 則	(昭 26. 6. 23 省令第 40 号)
国 有 林 野 管 理 規 定	(昭 36. 3. 28 訓令第 25 号)
林 野 庁 測 定 規 程	(平 24. 1. 6 23 林業第 100 号-1)
海 岸 法	(昭 31. 5. 12 法律第 101 号)
海 岸 法 施 工 令	(昭 31. 11. 7 法令第 332 号)
海 岸 法 施 工 規 則	(昭 31. 11. 10 農運建省第 1 号)

1－2 (用地関係) (北海道開発局)

北海道開発局用地事務取扱規定	(昭 55. 6. 4 北開局用第 15 号)
土 地 収 用 法	(昭 26. 6. 9 法律第 219 号)
土 地 収 用 法 施 行 法	(昭 26. 6. 9 法律第 220 号)
土 地 収 用 法 施 行 令	(昭 26. 10. 27 政令第 342 号)
土 地 収 用 法 施 行 規 則	(昭 26. 10. 27 省令第 33 号)
公共用地の取得に関する特別措置法	(昭 36. 6. 17 法律第 150 号)

公共用地の取得に関する特別措置法施工令
(昭 36. 8. 5 政令第 285 号)

公共用地の取得に関する特別措置法施行規則	(昭 36. 8. 15 省令第 25 号)
社 会 資 本 整 備 審 議 会 令	(平 12. 6. 7 政令第 299 号)
不 動 産 登 記 法	(平 16. 6. 18 法律第 123 号)
不 動 産 登 記 令	(平 16. 12. 1 政令第 379 号)
不 動 産 登 記 規 則	(平 17. 2. 18 省令第 18 号)
不動産登記事務取扱手続準則	(平 17. 2. 25 民二第 456 号)

1－3 (道路関係)

道 路 法	路 法	施 行 法	(昭 27. 6. 10 法律第 180 号)
道 路 法	路 法	施 行 令	(昭 27. 6. 10 法律第 181 号)
道 路 法	路 法	施 行 規 則	(昭 27. 12. 4 政令第 479 号)
道 路 法	路 法	構 造 令	(昭 27. 8. 1 省令第 25 号)
直 轄 国 道 調 査 要 領			(昭 45. 10. 29 政令第 320 号)
道 路 工 事 設 計 基 準			(昭 37. 7. 建設省・道路局)
道 路 工 事 仕 様 書			(北海道開発局 建設部)
			(北海道開発局 建設部)

1—4 (河川関係)

河 川 法	法	(昭39. 7. 10 法律第167号)
河 川 法 施 行 法		(昭39. 7. 10 " 168号)
" 施 行 令		(昭40. 2. 11 政令第14号)
河 川 法 施 行 規 則		(昭40. 3. 13 省令第 7 号)
河 川 測 量 準 則		(昭24. 5. 7 建河発第104号)
公 害 対 策 基 本 法		(昭42. 8. 3 法律第132号)
水 質 汚 濁 防 止 法		(昭45. 12. 25 " 138号)

1—5 (農林関係)

土 地 改 良 法	(昭24. 6. 6 法律第195号)
土 地 改 良 法 施 行 法	(昭24. 6. 6 " 196号)
" 施 行 令	(昭24. 8. 4 政令第295号)
土 地 改 良 法 施 行 規 則	(昭24. 8. 4 省令第 75 号)

1—6 (港湾関係)

港 湾 法	(昭25. 5. 31 法律第218号)
港 湾 法 施 行 令	(昭26. 1. 19 政令第 4 号)
港 湾 法 施 行 規 則	(昭26. 11. 22 省令第 98 号)
港 湾 調 査 規 則 (抄)	(昭26. 3. 10 " 13号)
漁 港 漁 場 整 備 法	(昭25. 5. 2 法律第137号)
漁 港 漁 場 整 備 法 施 行 令	(昭25. 7. 28 政令第239号)
漁 港 漁 場 整 備 法 施 行 規 則	(昭26. 7. 17 省令第 47 号)
水 路 業 務 法	(昭25. 4. 17 法律第102号)
水 路 業 務 法 施 行 規 則	(昭25. 7. 26 省令第 55 号)

2 土地立入り関係法令一覧

法 令 名	条	条 文 見 出 し
測 量 法	15 18 39 63	土地の立入及び通知 土地等の一時使用 基本測量に関する規定の準用 罰 則
測 量 法 施 行 規 則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土 地 収 用 法	11 12 13 15 143	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰 則
土 地 収 用 法 施 行 規 則	1	証票及び許可証の様式
国 土 調 査 法	24 34 37	立 入 測量法との関係 罰 則
道 路 法	66 67 101	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰 則
道 路 法 施 行 規 則	5	証票の様式
河 川 法	89 103	調査、工事等のための立入り等 罰 則
河 川 法 施 行 規 則	35	証明書の様式
海 岸 法	18 42	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰 則
海 岸 法 施 行 規 則	6	証明書の様式
都 市 計 画 法	25 26 27 92	調査のための立入等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰 則

法 令 名	条	条 文 見 出 し
土 地 区 画 整 理 法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰 則
住 宅 地 区 改 良 法	20 22 37	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
宅 地 造 成 等 規 制 法	4 6 24	測量又は調査のための土地の立入り 証明書等の携帯 罰 則
都 市 再 開 発 法	60 62 142	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書等の携帯 罰 則
下 水 道 法	32 46	他人の土地の立入又は一時使用 罰 則
地 價 公 示 法 地 價 公 示 法 施 行 規 則	22 28 5	土地の立入り 罰 則 身分証明書の様式
地 す べ り 等 防 止 法 地 す べ り 等 防 止 法 施 行 規 則	6 16 53 2	調査のための立入り 土地の立入等 罰 則 証明書の様式
建 築 物 用 地 下 水 の 採 取 の 規 制 に 関 す る 法 律	11 12 18	土地の立入り 〃 罰 則

土地立入り関係法令抜すい

〔測量法〕

(土地の立入及び通知)

第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するため必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3. 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
4. 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(基本測量に関する規定の準用)

第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第14条から第18条まで、第21条及び第23条から第26条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

第63条 左の各号の一の該当するものは、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

- (1) 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者
- (2) 第15条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者

〔測量法施行規則〕

(土地の立入りの身分証明書の様式)

第1条の2 法第15条4項（法第39条において準用する場合を含む。）の規定による証明書の様式は、別表第1の2のとおりとする。

〔道路法〕

(他人の土地の立入又は一時使用)

第66条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5. 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを呈示しなければならない。
6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。
7. 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

第67条 土地の占有者又は所有者は、正確な事由がない限り、前条第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

第101条 左の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(6) 第67条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

[道路法施行規則]

(証票の様式)

第5条 法第66条第7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

[河川法]

(調査、工事等のための立入り等)

- 第89条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、
1級河川、2級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは
河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行な
うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特
別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ
当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知するこ
とが困難である場合においては、この限りでない。
 3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合にお
いては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
 4. 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地
に立ち入ってはならない。
 5. 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯
し、関係人に提示しなければならない。
 6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用

しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第103条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(2) 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

〔河川法施行規則〕

(証明書の様式)

第35条

3. 法第89条第5項の証明書の様式は、別記様式第19とする。

〔海 岸 法〕

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知をすることを要しない。

2. 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入りの際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3. 日出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入ってはならない。

4. 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5. 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6. 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7. 海岸管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9. 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(罰 則)

第42条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (2) 第18条第6項の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者。

[海岸法施行規則]

(証明書の様式)

第6条 法第18条第9項の規定による証明書の様式は、別記様式第3（法第6条第2項の規定により主務大臣が海岸管理者に代って法第18条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第4）とする。

[地すべり等防止法]

(調査のための立入)

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3. 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5. 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
6. 第1項の規定により特別の用途のない他人の本地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。
7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8. 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
9. 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
10. 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、法令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
11. 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(土地の立入等)

第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2. 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合においては、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第53条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第7項（第16条第2項又は第45条第1項において準用する場合も含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

[地すべり等防止法施行規則]

(証明書の様式)

第2条 法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第1とする。

2. 法第16条第2項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第2（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って、法第16条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第3）とする。

3. 法第22条第4項の規定による証明書の様式は、別記様式第4（法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第22条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第5）とする。

4. 法第45条第1項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は別記様式第6とする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第3条 地すべり等防止法施工令（昭和33年政令第112号）第1条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第7とし、正本1部及び写1部を提出するものとする。

3 公共測量の手続き

1. 公共測量の手続き

国又は公共団体が公共測量（後述3）を実施する場合には、測量法による国土地理院長の承認を要するので、下記に留意して必要な手続を行うものとする。

2. 手続の目的

- イ 公共測量の測量成果の正確さの確保
- ロ 当該測量に関して、適切な成果であるか否かの確認
- ハ 測量成果の最善の利用
- ニ 公共測量の測量成果を広く利用を計り、測量の重複を除き、その合理化を図る。

3. 公共測量（法第5条）

公共測量とは、国又は公共団体が土地の測量に用する費用の全部、若しくは一部を負担し若しくは補助して実施する測量で次に掲げる測量を言う。

- イ 測量の面積が7km²（北海道は10km²）以上の三角、地形、平面測量
- ロ 測量の路線長が6km（北海道は10km）以上の多角測量
- ハ 測量の路線長が10km以上の水準測量（縦断測量を含む）
- ニ 基本測量又は公共測量の基準点を2点以上使用する測量

4. 書類の提出

書類の提出は、地方測量部長を経由して国土地理院長に提出する。

1 公共測量実施計画書（法第36条）

公共測量を実施するときは別紙様式一1により、公共測量実施計画書（正、副、2部）を提出する。又、実施計画の変更を行う場合も同様、公共測量変更実施計画書を提出する。国土地理院長は技術的な助言を行う。

2 測量標及び測量成果の使用承認申請書（法第26、30条）

基本測量の測量標及び測量成果を使用するときは、別紙様式一2により測量標及び測量成果の使用承認申請書（正、副、2部）を提出し承認を得て使用することができる。

3 公共測量成果の提出（法第40条）

公共測量の成果を得た時は遅滞なく、送付書（様式一3）を添えてその写しを2部提出する。（この場合成果のみやすい所に実施計画承認番号を必ず明記する。）

4 測量成果の複製申請書（法第29条）

基本測量の測量成果（地図、図表、成果表、写真、成果を記録した文書）を複製しようとするときは、別紙様式一4により、測量成果の複製承認申請書（正、副、2部）を提出し承認を得て複製することが出来る。

様式一 1

公共測量実施計画書

文書番号

測量法第36条の規定により下記の通り計画書を提出します。

平成 年 月 日

測量計画機関名

印

国土交通省国土地理院長 殿

測量の目的						
測量地域			面積		延長 km	
測量期間		平成 年 月 日 ~ 年 月 日				
測量の精度及び方法						
完成図の縮尺及び名称						
使用する測量成果の種類及び内容						
測量計画名	名称					
	代表者の氏名					
	所在地					
測量作業名	名称					
	代表者の氏名					
	所在地					
測量に関する計画者名及び測量士登録番号						
現地測量作業担当者氏名及び測量士・補登録番号						
成果受領年月日		平成 年 月 日				
作業規程	書類提出年月日	平成 年 月 日	空写 中真	撮影機関名		
	承認年月日	平成 年 月 日		縮尺及び 撮影年月日		
	承認番号	第国地発 号		法第26、30条の承認 申請書提出年月日	平成 年 月 日	

- 備考 ① 測量の精度及び方法欄は、なるべく別紙を用い、詳しく記入すること。
 ② 測量地域欄は、なるべく別に5万分の1の地図を用い、その地域を表示すること。

公共測量実施計画書記載要領

項目	記入要領
測量の目的	都市計画・道路計画・河川計画・土地改良・地籍調査・総合計画等、測量の目的を記入する。
測量地域	地域の名称・線状の場合は○○市○○町～○○町と記入する。
延長	線状の測量距離を0.1kmまで記入する。
面積測量期間	1 km ² 以下コンマ1位まで、撮影と図化等のように分けて2段に記入する。測量の着手日から完了日まで。
測量の精度	測量作業の仕様概要（「測量作業規程による」は不適）
作業の方法	主な測量機械の規格及び名称・その他特記事項を記入する。（別紙に明記）
完成図の縮尺及び名称	縮尺、完成図の名称、員数（大きさ、画数、埋石点数等）
使用する測量成果の種類及び内容	使用する測量成果の種類及び内容を詳しく記入する。測量標の種類、使用法、所在地は附図に記号又は色分けで表示する。
測量計画機関名 測量作業機関名	
測量に関する計画者名及び測量士登録番号	本公共測量の細部計画者名、測量法に基づく測量士登録番号、計画者の電話番号を記入する。また有資格者がいない場合は、上級機関の資格者の計画指導を受ける。
現地測量作業担当者氏名及び測量士・補登録番号	測量士、測量士補登録番号を記入する。
成果受領年月日	当該測量に使用する基本測量成果の入手年月日、及び入手方法を記入する。
空中写真	撮影済の写真を使用する場合は、撮影の計画機関名、作業機関名、写真縮尺、撮影年月日を記入する。新規に撮影する場合は、写真縮尺、撮影希望年月日を必ず記入する。
作業規程	当該測量に使用する作業規程の承認年月日及び承認番号を記入する。ただし、作業規程の承認申請中の場合は、提出年月日「申請中」と記入しておく。
測量法26、30条の承認	実施計画書単位に承認を受ける。

- 備考 ① 公共測量実施計画書の提出時期は、その技術的助言を有効とするために測量計画ができましたら直ちに提出して下さい。作業（受注）機関欄に「未定」と記入して提出し、後日必ず通知して下さい。
- ② 作図は1/50,000地形図を用いる。広範囲の地域の場合は1/20万地図を用いることができる。付図には撮影区域（撮影計画コース）、図化区域、図郭線、基準点の使用法（測量標設置、刺針対標設置等）観測計画方向等を記入する。法第26・30条の承認申請書の作図を兼ねてもよい。
- ③ 測量地域が2ヶ所以上の場合は、別紙を用い、必要事項を記載する。
- ④ それぞれの欄に記入する事が困難な場合は、別紙を用いて記入する。

様式一2

測量標の使用承認申請書
測量成果

文書番号

測量法第²⁶₃₀条の規定により下記の通り承認を申請致します。

平成 年 月 日

住 所
申請書
氏 名

国土交通省国土地理院長 殿

使用目的又は当該測量の種別			
測 量 地 域			
使 用 期 間			
○使用する測量成果の種類及び内容			
使 用 方 法			
×使用する測量標の種類及び所在			
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在			
○完 成 図 の 縮 尺 及 び 名 称		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 測量精度
測 量 計 画	名 称		
	代表者の氏名		
機 関 名	所 在 地		
	名 称		
測 量 作 業	代表者の氏名		
	所 在 地		
○成 果 表 受 領 年 月 日		<input type="checkbox"/> 公共測量実施計画書提出年月日	
備 考			

- 備考 ① ×印欄は法第26条、○印欄は法第30条に規定する申請の場合のみ記載すること。
 ② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

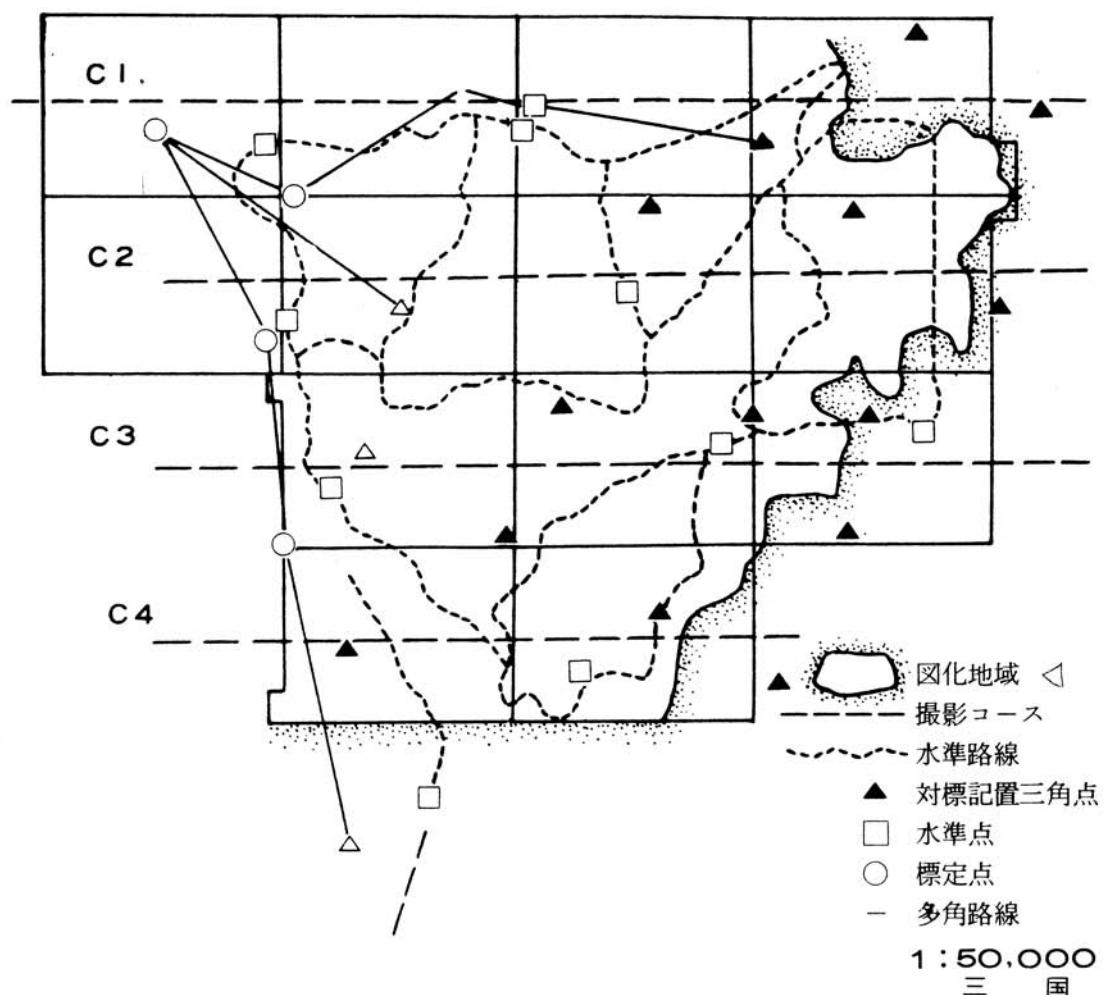
測量標及び測量成果の使用承認申請書記載要領

項目	記入要領
使用目的又は当該測量の種別	測量の目的及び測量の種別を記載する。 1. 地盤沈下調査（1級水準） 2. 都市計画（撮影、図化） 3. 農地計画（平板測量）
測量地域	地域の名称は明確に記載する。（付図のとおりは不可）
使用期間	測量の着手日から完了日を記載する。
使用する測量成果の種類及び内容	使用する測量成果の種類を記載する。 国家基準点（三角点、多角点、水準点） 空中写真（K T—71—4 X、5 X、6 X、7 X） 国土基本図（1 X—MD—71、72、73）
使用方法	測量の方法を詳しく記載する。 1. 選点、測標設置、観測、距離測定、計算 2. 選点、水準測量、永久標識設置
使用する測量標の種類及び所在	付図に使用予定の測量標を明記する。 (法26条、測量標の使用承認基準となる重要事項である。)
使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	付図に凡例を示し、測標等を明示する。
完成図の縮尺及び名称	1. 基準点測量の場合は、永久標識の埋石の有無と埋石点数 2. 地図の場合には、縮尺、名称、数量
測量精度	明確に記載する。 (作業規程又は仕様書によるは不可)
成果表受領年月日	基本測量の測量成果の交付受領年月日（閲覧年月日）を記載する。 (法第30条測量成果の使用の承認基準となる重要事項である。)

備考：付図は、実施計画書（法第36条）の付図と兼ねてもよい。

付図は、国土地理院発行1:50,000地形図又は、法第29条、第30条に基づき承認を得ている地図を使用すること。

1/2,500総合計画図作成作業実施計画図



計画図の記載要領

1. 測量地域を明示する。空中写真の撮影、図化、修正、編集等の測量を同一の計画で実施する場合は、それぞれの地域を明確に区分する。
2. 使用予定の基準点の種類、測標等の種類を明示する。
3. 基準点（三角点、多角点、水準点）測量および標定点測量を行なう場合は、新点の位置、観測計画網を表示する。
4. 空中写真の撮影をする場合は、対空標識点、刺針点、撮影コースの計画を表示する。
5. 地図編集では、使用する概成図の種類別の地域区分を明示する。
6. 使用する付図は、なるべく5万分の1地形図を用い全県撮影のように何図案にもまたがる場合は、20万分の1を用いてもさしつかえない。ただし、国土地理院発行の5万分の1または20万分の1図名を表示する。

様式一3

文書番号

平成 年 月 日

国土交通省国土地理院長 殿

代表者名

公共測量成果の提出について（報告）

平成 年 月 日付 第 号で提出した公共測量実施計画について成果を得たので、
測量法（昭和24年法律188号）第40条の規程により別添のとおり送付します。

なお、公共測量成果の名称及び枚数は次のとおりです。

1. 名 称

2. 部 数

測量成果の複製承認申請書

測量法第29条の規定により下記の通り承認を申請致します。

平成 年 月 日

(〒)

住 所

申請者

氏 名

印

国土交通省国土地理院長 殿

複 製 の 目 的			
複 製 す る 測 量 成 果 の 種 類 及 び 内 容			
複 製 す る 測 量 成 果 の 付 付 年 月 日 又 は 地 図 の 発 行 年 次			
複 製 の 範 囲 又 は 区 域			
複 製 の 作 業 方 法			
複 製 の 期 間		承 認 後	日 間
複製品の利用方法及び配付 の 範 囲 { 有 償 無 償}			
複 製 品 の 部 数			
複 機 関 製 名	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
	所 在 地		
複 作 業 製 者	氏 名		
	所 在 地		
備 考			

4 自社検定による測量器械器具検定要領(案)

公共測量作業規定第3条第4項の検定は計画機関の指定する日本測量協会測量技術センター等の中立的機関により行うことを原則とするが、やむを得ない場合は、別紙検定要領によって検定させることができる。

1. 測量器械器具検定実施者の資格

測量士として2年以上の経験があり、下記の経験を有する者を標準とする。

検定器種		検定実施者の経験の種類	左による 経験年数
トラン シット	1級	トランシット1"読以上の精度の器械による観測	10年以上
	2級	" 10"	10年 "
	3級	" 20"	10年 "
電波測距儀		電波測距儀による測定	10年 "
光波測距儀		光波測距儀による測定	10年 "
スチールテープ		スチールテープを使用する作業責任者の経験	1年 "
レベル		2級レベル以上の器械による観測	5年 "
図化機		2級以上の図化機による図化	3年 "

- 備考 1. 経験年数は、年間2ヶ月以上、上記の該当した器械を用いて測量を行ったとき1年として計算する。
2. 1級水準標尺は日本測量協会測量技術センター等中立的機関の施設及び基準尺を用いて行わなければならない。

2. 測量器械器具検定有効期間

測量器械器具の検定有効期間は次表に定めるものとする。

器械 器具	種類	検定有効 期 間	備 考
トランシット		1 年	成果品に検定証明書（自社検定は記録と検定書）を添付する。 (写しで可) 以下同様
電磁波測距儀		1 年	検定結果誤差の大きいときは常数値の改正を行なう。
レ ベ ル		1 年	成果品に検定証明書及び、検定記録を添付する。
鋼 卷 尺		1 年	検定による常数値を使用する。
1 級 標 尺		3 年	同上
普 通 標 尺			定期的の検定不要
図 化 機		3 ヶ月	格子板を使用し、自社検定する。
アリダード			定期的の検定不要。
カ メ ラ			オーバーホールは機械損料として計上しているので特に検定しない。

主要器械は履歴書を作成し、使用状況、検定状況、精度、故障修理等を記録する。

3. 鋼巻尺の検定要領

(1) 50m比較基線場における検定

- (イ) 鋼巻尺は10kgの張力をもって緊張する。
 - (ロ) 1セットの各測定値の較差は1mm以内とする。
 - (ハ) 10回測定を1セットとする2セット測定を行う。ただし、2セット目の測定は前端、後端の観測者は交替するものとする。
 - (ニ) セット間の最大、最小測定値の較差は0.5mm以内とする。
 - (ホ) 温度計は、鋼巻尺に密着させるものとし、各セットの開始時と終了時に読定する。
 - (ヘ) 檢定の実施はつとめて曇天、無風状態の時期に行うものとする。

別表一 1

鋼卷尺比較檢定簿

検定は曇天無風状態の
↓ 時期が望ましい。

温度測定
アルコール温度計を用い、鋼巻
尺に密着させる。各セットの開
始時と終了時に読定

路線番号(一)		国土地理院比較場		昭和47年6月29日 天候 曇					
		鋼巻尺 No MW 145 張力 10 kg		測定者 後端 山田 前端 谷田					
時	節点	尺の測定		差	平均	温度	傾斜	補正表	結果
		後端	前端						
18.0	0	0.0	98.3						
	1	0.8	83.9	83.1		28			
	2	4.1	87.1	83.0					
	3	6.7	89.8	83.7					
	4	9.2	92.3	83.1					
	5	12.0	95.1	83.7					
	6	14.9	98.0	83.1					
	7	2.6	85.9	83.3					
	8	5.4	88.5	83.1					
	9	8.5	91.4	82.9					
	10	11.8	94.9	83.1	83.09	28			
18.30	2	4.0	87.2	83.2		28			
	3	9.4	92.4	83.0					
	4	11.7	94.5	82.8					
	5	14.0	96.7	82.7					
	6	17.2	0.0	82.8					
	7	1.0	83.9	82.9					
	8	4.7	87.7	83.0					
	9	8.9	91.6	82.7					
	10	13.8	96.6	82.8					
	11	2.4	85.1	82.7	82.86	27			
				82.98	27.8				
					15.0				
					12.8				
				$50' + \theta$	$= 50' - 9.77$	mm			
				$-(b-a)$	$= +17.02$				
				$-C_t$	$= -7.42$				
				$-C_h$	$= 50' - 0$				
					$= 50' - 0.17$	mm			
		15°C を標準温度とした尺差							

この例は、15%を標準温度としたので、標準時期の気温に近い温度（最低気温に合せるのもよい。）を標準気温にするのが理想である。例えば雨期及び夏期を主として用いるときは20°Cである。

記載上の注意

1. 点検者が記載する事項及び符号はすべて赤インキを用いる。
 2. 差=前端-後端 ($b - a$) の10回測定の較差は1mm以内とする。
 3. この手簿は鉛筆で記載してもよい。ただしボールペンを使用してはならない。

50m比較基線場一覧表（52年11月現在）

別表－2

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
中 島	札幌市 中島公園内	道庁 北大 国土地理院	
仙 台	仙台市本町 仙台合同庁舎内	国土地理院	
水 戸(県庁)	水戸市三の丸 茨城県庁構内	茨城県農地部	
前 橋	前橋市鳥羽町 工業高等専門学校々庭	群馬工業 高等専門学校	
国土地理院	東京都目黒区東山 国土地理院内	国土地理院	
建 大	小平市喜平町 建設大学校々内	建設大学校	
瑞 穂	名古屋市瑞穂区 瑞穂運動公園弓道場内		
蘭 小 学 校	岡山県吉備郡真備町 蘭小学校々庭	岡山県農地部 真備町 国土地理院	
広 島	広島市出汐町 広島工業高等学校々庭	広島工業高校 国土地理院	
高 松	高松市勘狭町 高松工業高等専門学校内	高松高専 国土地理院	
福 岡	福岡市 福岡大学構内	福岡大学	
以上50m比較基線場			
名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
村 山	東京都北多摩郡村山町		

鋼卷尺検定証明書

昭和52年12月5日

測量計画機関名 殿

測量会社名
東京
社長 東京太郎
会之測量株式会社
社印
社之長印

下記は、検定要領に基づいて実施した鋼卷尺の検定結果である。

記

卷尺の種類番号	50mスチールテープNo.MW145
検定年月日	昭和52年12月1日
検定責任者	品川二郎
検定実施者	山川三郎 谷川四郎
比較基線場	国土地理院
定数成績	標準温度 (t°) = 15°C 定数 = 50m - 0 mm, 11
検定時の鋼卷尺の状態	新品
備考	
有効期間	昭和53年11月30日

4. トランシットの検定要領

(1) 機能検定

項目	着眼
求心装置の状況	光学求心装置にガタがなく正常であるか。
各軸の回転状況	ガタがなく円滑であるかどうか。
水準器の取付状況	調整ネジの摩滅の有無、気泡の移動は円滑かどうか。
望遠鏡視度の調整機能の状況	視度の調整機能が円滑であるかどうか。
水平角・鉛直角読取装置の状況	正しく読取ることができるかどうか。

(2) 測定による検定

(イ) 水平角の検定

三方向以上について、 0° 、 60° 、 120° 、及び 30° 、 90° 、 150° の3対回をそれぞれ1セットとする観測を行い、各セットの倍角差及び各セットの中数値を T_1 、 T_2 としたとき $1 T_2 - T_1$ が下表の許容範囲を満足するかどうかを検討する。

機械区分	倍角差	観測差	許容範囲 ($1 T_1 - T_2$)
1級トランシット	15"	8"	6"
2級 "	30"	20"	12"
3級 "	50"	40"	20"

(ロ) 鉛直角の検定

三箇の異なる目標を、それぞれ1対回観測し、その定数の差が次表の許容範囲を満足するかどうかを検定する。

機械区分	高度定数の差
1級トランシット	10m
2級 "	30m
3級 "	50m

トランシット検定 水平角観測手簿

検定場所は任意
(指定はない)

規準月報

既知角測定においては
2km以上離れた場所、
目標間隔が60m以上離
れていること。

等測点 長坂屋上 昭和47年4月15日天候 軟風東

調器 ウイルド T₁
No. 7 4 5 8 1
観測者 山田 博良
松本 良

時分	目 盛	望 遠 鏡 番 号	視 準 点 名 称 又 略 番 号	標 度	遊 標		平 均	観 測 角	備 考
					I	II			
1011	0	T 1	池ノ上	h			0 037	0 0 0	
	2	高 原	h		119 33 32	119 32 55	119 33 32	119 32 55	112-2
	3	林	h		231 10 20	231 9 47	231 10 20	231 9 47	00-4
	l	3			511 0 22	231 9 47			
	2				299 33 32	119 32 57			
	1				180 0 35	0 0 0			
	60	l 1			240 0 56	0 0 0			
	2				359 33 53	119 32 57			
	3				111 10 42	231 9 46			
	r	3			291 10 41	231 9 44			
	2				179 33 50	119 32 53			
	1				60 0 57	0 0 0			
	120	T 1			120 1 16	0 0 0			
	2				239 34 9	119 32 55			
	3				351 10 56	231 9 42			
	l	3			171 10 58	231 9 42			
	2				59 34 12	119 32 56			
1026	1				300 1 16	0 0 0			
					平均 = T ₁				
			池ノ上		= 0 0 0				
			高 原		= 118 32 56				
			林		= 231 9 44				

トランシットの種類
この欄で器械の種類がわかる。
ウイルド T₂は1"読み

観測差
最大値 = ±0"
最小値 = -4"
観測差 = +4"

2"読み以上の制限10"以内。

倍角差
最大値 = 112"
最小値 = 111"
倍角差 = 2"

2"読みの制限20"以内

T₁ = 0" 60° 120°
の3対回の観測角平均値

点
検
者
氏
名
(印)

トランシット検定 水平角観測手簿

$$\begin{array}{r}
 \text{観測差} \\
 \hline
 \text{最大値} = +3'' \\
 \text{最小値} = -2'' \\
 \hline
 \text{観測差} = +5''
 \end{array}$$

(2"読以上の制限10"以内)

・ $T_2 = 30^\circ, 90^\circ, 150^\circ$
の3対回の観測角の平均値

- $(T_1 - T_2)$ の値が制限
値より小さければ合格

トランシット検定 鉛直角観測手簿

トランシットの種類
ウイルドはT₂₁"読み

標準目標
3ヶ月以上で夫々異なった場所
を選ぶこと。

高度常数 = (γ の観測角) +
(ℓ の観測角)

常数の最大 = $359^{\circ} 59' 55''$
常数の最小 = $359^{\circ} 59' 46''$

この器械の制限は15"以内であるから合格

点検者氏名印

トランシット検定証明書

昭和52年12月5日

測量計画機関名 殿

測量会社名	東京	会之 測量株 社印
		式会社
		社長 東京太郎
		社之 長印

検定要領に基づいて、検定した結果は下記のとおりである。

器 種	ウイルドT2 No.74581	
検 定 年 月 日	昭和52年12月1日	
検 定 責 任 者	品川二郎	
検 定 実 施 者	山田 博	
検 定 内 容	機能状況	垂直軸、水平軸、微動装置、光学系統等すべて正常 器械全般のガタはない。
	測定による 精 度 点 檢	水平角の較差 1~2" 高度常数較差 9"
判 定	1級基準点測量に適合	
有 効 期 限	昭和53年11月30日	

5. 電磁波測距儀検定要領

(1)

項目	着眼
求心装置の状況	光学求心装置にガタがなく正常であるか。
デジタル表示ランプ状況	正常であるか。
モニターメーターの状況	モニターメーターの表示が規定どおりであるかどうか。

(2) 比較検定

No.	検定場所	許容範囲	摘要
1	村山基線場	30mm	
2	国土地理院地方測量部 電磁波測距儀比較基線場	30mm	
3	50m比較基線場	20mm	
4	A B C 500m以上	30mm	A B、 A C、 B Cを測定して $A C = A B + B C$ の較差

(イ) 50m比較基線場では反射鏡にフィルター等を用いるなど減光して測定する。

(ロ) 1、2又は3の方法によることを原則とする。

ただし、やむを得ない場合は4の方法によることができる。

電磁波測儀検定証明書

昭和52年12月5日

測量計画機関名 殿

測量会社名
東京
社長 東京太郎
会之測量株式会社
社印
社之長印

検定要領に基づいて、検定した結果は下記のとおりである。

品種	ジオジメーター6B型 №.6	
検定年月日	昭和52年12月1日	
検定責任者	品川二郎	
検定実施者	武田一郎	
検定内容	機能状況	新品 良好
	測定による精度点検	三点法による較差 2mm
判定	1級基準点測量に適合	
有効期限	昭和53年11月30日	

光波測距儀検定簿(秋多町基線場) ジオジメーター(6 A型)観測簿

路線番号()

測 点(G)	西 端 点	平均 気 温	240°C定(G)	-0.125	観 测 日	47年5月6日
		平均 気 壓	744mm b数(R)	-0.025	観測開始時刻	13時20分
反射点(R)	東 端 点		偏(G)		観測終了時刻	13時27分
		気温補正率	心(R)		経過状況	優良可
観 测 者	清水 恵司	気压補正率	C		感 度	優良可
		$n \times 10^6$ (a)	0.035(α)Z		器 械 番 号	No.
手 簿 者	坂口 安信	$D_1 \times 10^6$ (b) (c)=(a)×(b)	1.025 0.036天候 図		反射器番号	球面No.61333測機舍 プリズムNo.313A・B

この様式の測量簿を
使用できる測距儀
ジオジメーター 4型
" 6型
" 6A型

等

位 相	F ₁		F ₂		F ₃	
	C符号	R符号	C符号	R符号	C符号	R符号
1	499+	.508+	.505+	.517(-)	.513+	.196(-)
2	485	.497	.492	.524	.500	.212
3	824	.830	.826	.839	.833	.520
4	810	.812	.813	.853	.822	.535
Σ						
平 均	2.621	2.658	2.636	2.743	2.668	1.463
位相距離	2m621+	2.658+	2.626+	2.733-	2.538+	1.393
L = R - C						(2.381)
		2.658+		2.733-		3.774+
		2.621+		2.626+		2.538+
		0.037+		0.907+		1.236+
符号なら + U	(2.500)		(2.494)			
			2.601		1.236	
L (差が員数) ときは + 24	L ₁ =0.037		L ₂ =2.601		L ₃ =1.236	
			-) L ₁ =0.037		-) L ₁ =0.037	
A = L ₂ - L ₁ b = L ₃ - L ₁	(400.A-21.B) で100の倍数 に最も近い数		A = 2.564		B=11.99	
E	E=1000		400.A=1025.6		25.179	
F	+) F = 25		-) 21.B = 25.2		21.B で5倍数に最も近い数	
D = E + F	D=1025		1000.4		25	
D ₁					D ₁ +D ₂ =1025.043	
D ₂	D'=1025.0	D'=1025	D'=1025		3	
D ₃	+) L ₁ = 0.037 + L ₂ = 2.601		+) L = 1.236	N × 2000=0		
	D ₁ =1025.037	1027.601	1026.236	D ₀ =1025.043		
但し K ₂ =D' × 0.0024936 K ₁ =F × 0.0476192	-) K ₂ =2.556		-) K ₂ =1.190	+) (d)=0.117		
	D ₂ =1025.043		D ₂ =1025.046	D=1024.926		

点
檢
者
佐
藤
俊
一
印

高程・距離計算()()()

H₁の計算

高度角 a、()=	
a ₁	
Dkmcos	=
H ₁ ()	=
目標高	=
器械高	=
H ₂	=

但し d D₁=H₂D/R
d D₂=(K-1) 10²D km

D及びSの計算

K =	1.000000
K - 1 =	0.999
(K - 1) 10 ³ =	0.000
S =	検定結果 1024.926
基線場定数 =	1024.931
D =	差-0.005
cos α ₁ =	0
Dcos α =	
d D ₁ =	
d D ₂ =	
S =	1024.926

n'の計算

(VI) =	+ 5
(VII) =	+ 24
n' - 10 ³ =	+ 6
n' =	+ 3.5
	+ 0.035

4型の場合
n'10₃=7+(VI)+(VII)
6型の場合
n'10₃=5+(VI)+(VII)
第9表から求める。

注意:(1) 符号欄の+・-は観測上の符号で

最初の一には○印をつけ⊕とする。

(2) 符号欄以外の±は計算上の正負である。

基線場定数一覧表

名 称	定 数	"	備 考
村 山 "	-	(中間点～西端) 1100.834	斜 距 離

光波測距儀検定簿(国土地理院比較基線場)
距離直続式(D 1 10型)観測簿

測点(E) 東端点		測器高 1m40		47年6月15日 天候 曇 軟風	
		偏心 E=0.00		観測者 森 茂 手簿者 大島 吉信	
器械番号	-51989				
定数	0m00				
反射点(R)	()0m00	()0m	()0m	()0m	()0m
反名称	名 称 西端点				
	偏 心 R -	R -	R -	R -	R -
	標 高 m	m	m	m	m
時 刻	11.12K53m	km	km	km	km
温 度	27°C	°C	°C	°C	°C
気 圧	1009mm b	mm	mm	mm	mm
気象補正(C)	0mm00				
読定	1	50.00			
	2	.00			
	3	.00			
	4	.00			
	5	.00			
	6				
	7				
平 均	50.00				
$d = E + R + C$	0.00				
観測距離(D)	50.00				
標高設置(1)					
〃及(2)					
α	α (1)	-	-	-	-
	α (2)	-	-	-	-
	α (H)	-	-	-	-
$\sin \alpha =$	-0	-0	-0	-0	-0
$\cos \alpha =$					
	m	m	m	m	m
H(1)=					
Dsin α =					
H(2)=					
H(3)=					
D cu α =					
αD_1 =					
S(球面)=					
αD_2 =					
S(平面)=					
K の 計 算	縮 尺 係 数	検定結果 $S = 50m00$ $\text{基線場定数} = 49m99$ $+ 0.01$			
	()=				
	()=				
	()=				
	()=				
	()=				
	中 数 K =				
K - 1 =	$d D_1 = H_3 D / R$ $d D_1 = (K - 1) 10^3 D km$				
$(K - 1) 10^3 =$					

この様式の測量簿を
使用できる測距儀。
デストマット
レヂャーレンジャー
ピュレットバッカード
3800B
KOK-2000 (ツアイス社)
MND-2 (日本光学)
SDM-3 (測機舎)

点検者
氏名
印

光波測距儀検定簿(三点法)
ジオジメーター(6B型)観測簿

測 点(G)	A	器高	1m45	定数	G	-0m13	観 测 日	47年7月14日
		偏心	G=0		R	-0.03	観測開始時刻	17時30分
反射点(R)	B	器高	1m45	偏心	G	0	観測終了時刻	17時32分
		偏心	R=0		R	0	視通状況	優 良 可
観 测 者	武田一郎	平均気温	26.5	C	+0.007	感 度	優 良 可	
		平均気圧	1006mm b		d e	-0.153	機 械 檢 定	年 月 日
手 簿 者	川口太郎	天候	晴				機 械 番 号	62158
			和風西				反 射 器 番 号	No.6(3年)

この様式の測量簿を
使用できる測距離。
ジオメーター
6B型等

位相	C	R			
	F ₂	F	F ₂	F ₃	F ₄
1	9.840	100	9.797	9.997	
2	9.838		9.782		5.000m以下は 測定不要
3	8.547		8.515		
4	8.549		8.500		
2+3	18.305		18.297		平均×0.5>R·F ₂₁ ならば ±2.500or5.000
1+4	18.389		18.297		
平均	18.387		18.297		
平均×0.5	9.194		9.148		
		2.500or5.000			
					R·F ₂₁ >R·F ₃ ならば(R·F ₃ +10.000)
C F ₂ の結果	10.000	R·F ₃	9.997	R·F ₃	
R F ₂ の結果	-9.194	R·F ₂₁)	- 9.797	R·F ₄	
	0.806		200		
	±9.148		-000		
	9.954		200		
		n × 200	200		
		R F ₁	+000		
			200		
			9.954		
		N × 5.000	199.954		
		(d) Σ	0.153		
		A B 間の距離	199.801		

鉛直角観測正(1) () S D	n の計算	縮 尺 係 数	b cos α = m	点 検 者 氏 名 ㊞
" 反(2) () S D	(VI) = + 5	() =	d D =	
α () = -0°4'2B"	(VII) = + < 6	() =	S(角) =	
sin α =	n 10 ² = + 2	() =	d D ₂ =	
cos α = 1,000.000	n = + 33	() =	S(平面) =	
	D ₁ (km) = 0.003	() =		
H ₁ () =	C = 0.200	() =		
D sin α =	= + 0.007	中数 K =		
器械高 =		K - 1 =		
目標高 =		(K - 1) 10 ³		
H ₂ () =				

但し d D₁mm = H₂D / R d D₂ (K - 1) · 10³ D km
 $a' 10^3 = 5 + (\text{VI}) + (\text{VII})$ C = n' · D e · 10³
 a'は無 a'は気象補正用ノモグラフより求めてよい。

注 意:
 (1) 符号偏の+・-は観測上の符号で最初の-には○印をつけ⊖とする。
 (2) 符号偏以外の±は計算上の正負である。

光波測距儀検定簿(三点法)
ジオジメーター(6B型)観測簿

測 点(G)	A	器高	1.45	定数	G	-0.130	観 测 日	47年7月14日
		偏心	G=0.00		R	-0.030	観測開始時刻	17時35分
反射点(R)	C	器高	1.45	偏心	G	0	観測終了時刻	17時37分
		偏心	R=0.00		R	0	視通状況	優 良 可
観 测 者	同	平均気温	26.0	d Σ	C	0.017	感 度	優 良 可
		平均気圧	1000mm b		d Σ	-0.143	器械検定	年 月 日
手 簿 者	同	天候	晴				器械番号	62157
		軟 風	西				反射器番号	No.6(3)

位相	C	R			
	F ₂	F ₁	F ₂	F ₃	F ₄
1	9.840	1.00	9.860	0.332	
2	9.832		9.857		5.000m以下は 測定不要
3	8.558		8.556		
4	8.545		8.547		
2+3	18.390		18.413		平均×0.5>R·F ₂ ならば ±2.500or5.000
1+4	18.385		18.407		
平均	18.388		18.410		
平均×0.5	9.194		9.205		
		2.500or5.000			

C F ₂ の結果 R F ₂ の結果	10.000	R · F ₃	10.322	R · F ₃	
	-9.194	R · F ₂ 1	- 9.860	R · F ₄	
	0.806		0.472		
	-0.705	R · F ₁	-100		
	0.011		372		
n × 200		n × 200	400		
R · F ₁		R · F ₁	+100		
N × 5.000			500		
(d) Σ			0.011		
A B 間の距離			500.011		
			- 0.143		
			499.868		

鉛直角観測正(1)(+0°4'26") S P	n'の計算	縮 尺 係 数	D cos α =
" 反(2)(-0°5'20") S P	= + 5	() =	d D ₁ =
α (A) = +0°4'53"	(VI) = +26	() =	S (球面) =
sin α = 0	(VII) = + 3	() =	d D ₂ =
cos α = 0.999 999	n' 10 ₃ = +34	() =	S (平面) =
	n' = 0.034	() =	
H ₁ () = m	D ₀ (km) = -0.050	() =	
D sin α = -	C = +0.017	中数K =	
器械高 = -		K - 1 = -	
目標高 = -		(K - 1) 10 ³ = -	
H ₂ () =			

但し d D₁ = H₂D/R d D³ (K - 1) · 10³Dkm
 $a' 10^3 = 5 + (VI) + (VII) C \text{ mm } a' \cdot D_0 \cdot 10 \text{ mm}$
 n'は気象補正用ノモグラフより求めてよい。

注 意：
 (1) 符号偏の+・-は観測上の符号で最初の-には○印をつけ⊖とする。
 (2) 符号偏以外の±は計算上の正負である。

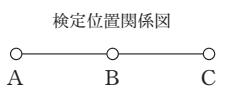
光波測距儀検定簿(三点法) ジオジメーター(6B型)観測簿

測 点(G)	C	器高	1.45	定数	G	-0.130	観 測 日	年 月 日
		偏心	G = 0		R	-0.030	観測開始時刻	18時10分
反 射 点(R)	B	器高	1.45	偏心	G		観測終了時刻	18時12分
		偏心	R = 0		R		視 通 状 況	優 良 可
観 测 者	川口 太郎	平均気温	23.5°C	C	0.010	感 度	優 良 可	
		平均気压	1006mm b		d Σ	-0.150	器 械 檢 定	年 月 日
手 簿 者	原田 信	天候	晴				器 械 番 号	
		軟 風 東					反 射 器 番 号	No. 7 (3 素子)

位相	C	R			
	F ₂	F ₁	F ₂	F ₃	F ₄
1	9.840	1.00	0.060	0.365	
2	9.835		0.052		5.000m以下は 測定不要
3	8.546		8.768		
4	8.550		8.756		
2+3	18.381		18.820		平均×0.5>R・F ₂ ならば ±2.500or5.000
1+4	18.390		18.816		
平均	18.386		18.818		
平均×0.5	9.193		9.409		

$R \cdot F_2 l > R \cdot F_3$ ならば ($R F_3 + 10,000$)

R · F ₃	0.365	R · F ₃	
R · F ₂ 1	- 0.060	R · F ₄	
	305		
R · F ₁	-100		
	-205		
n × 200	200	検 定 結 果	
R · F ₁	+100	m	
	300	A B =	199.801 S · P
	0.216	B C =	300.065 S の応用
	300.216	A C =	499.866
N × 5.000		A C (直接) = 499.868 S · P	
(d) Σ	- 0.150	差 = 0.002	
B 間の距離	300.066		



鉛直角観測正(1) () S P	n' の計算	縮 尺 係 数	Dcos α = 300m 065
" 反(2) () S P	= + 5	() =	d D ₁ =
α () = +0° 8' 14"	(VI) = +28	() =	S (球面) =
sin α = 0	(VII) = + 2	() =	d D ₃ =
cos α = 0.999 997	n' 10 ³ = +35	() =	S (平面) =
	n' = 0.015	() =	
H ₁ () = m	D (km) = 0.300	() =	
Dsin α = -	C = 0.000	中数 K =	
器械高 = -		K - 1 =	
目標高 = -		(K - 1) 10 ³ =	
H ₃ () =			

但し $D_{1\text{mm}} = H_2 D / R$ $D_{2\text{mm}} (K - 1) \cdot 10^3 D_{\text{km}}$
 $a' \cdot 10^3 = 5 + (\text{VI}) + (\text{VII})$ $C = n' \cdot D_{\text{e}} \cdot 10^3$
 a' は気象補正用ノキグラフより求めてよい。

注 意：

- (1) 符号偏の $+$ ・ $-$ は観測上の符号で最初の一には○印をつけ \ominus とする。
 (2) 符号偏以外の士は計算上の正負である。

電磁波測距儀検定証明書

昭和57年12月5日

測量計画機関名 殿

測量会社名
東京
社長 東京太郎
会之測量株式会社
社印
社之長印

検定要領に基づいて、検定した結果は下記のとおりである。

品種	ジオジメーター6B型 No.6	
検定年月日	昭和52年12月1日	
検定責任者	品川二郎	
検定実施者	武田一郎	
検定内容	機能状況	新品 良好
	測定による精度点検	三点法による較差 2mm
判定	1級基準点測量に適合	
有効期限	昭和53年11月30日	

6. レベル（水準儀）検定要領

(1) 機能検定

項目	着眼
鉛直軸の回転状況	ガタがなく円滑であるかどうか
水準器の取付状況	調整ネジの摩滅の有無
望遠鏡視度調整機能の状況	視度の調整機能が円滑であるかどうか
十字線調整ネジの状況	十字線調整ネジの摩滅の有無
標準ネジの状況	標準ネジの回転状態の良否
マイクロメーターの状況	マイクロメーターにガタがあるかどうか

(2) 水準器感度

公称感度の誤差範囲の±20%以内であるかどうか。

(3) 測定による検定

2個の縮尺の中央に水準儀を整置し両標尺間の比高を測定する。次に両標尺から等距離であるように水準儀の位置を180°かえ、後視、前視を逆にして観測し、これを1観測とする。水準儀の位置をかえ、さらに1観測し、各観測値とも最小読定値の3倍以内であるかどうかを検定する。

注) 視準軸の調整は観測者が現地で行うものとする。

自動レベル

(4) 機能検定

レベルを水平位置から望遠鏡を上、下にそれぞれ2分ごとに傾け、読定値の変化の状態を調査し、コンペンセーターの機能を検討する。

(5) 測定による検定

2個の標尺の中央に水準儀を整置し、両標尺間の比高を測定する。次に両標尺から等距離であるように水準儀の位置を180°かえ、後視、前視を逆にして観測し、これを1観測とする。水準儀の位置をかえ、さらに1観測し、両観測値とも最小読定値の3倍以内であるかどうかを検討する。

注) 視準軸の調整は、観測者が現地で行なうものとする。

レ ベ ル 檢 定 記 錄

昭和52年12月1日

検定品名及び ○○○自動レベル

機 器 番 号 No.144981

検定実施者 東 山 三 郎 (印)

検 定 内 容

検 定 項 目	状 態
各軸の回転状態	良 好
水準器の取付状態	良 好
水準器の感度	良 好
望遠鏡視度調整機能の状態	良 好
コンペンセーターの機能の状態	良 好
標準ネジの状態	良 好
十字線調整ネジの状態	良 好
マイクロメーターの状態	—
観測による判定	良 好
総 合 判 定	建設省測量作業規程による 3級水準測量に使用可能

レベル観測記録

昭和52年12月1日

検定品名及び ○○○自動レベル

機器番号 No.144981

検定実施者 東山三郎 (印)

観測結果

後 視	前 視	比 高	判 定
0.2264	1.1781	-0.9517	
1.1709	0.2192	+0.9517	良 好
		±0.0000	

後 視	前 視	比 高	判 定
0.2133	1.1650	-0.9517	
1.1587	0.2070	+0.9517	良 好
		±0.0000	

自動レベルのコンペンセーターの機能検定記録

昭和52年12月1日

検定品及び ○○○自動レベル

機器番号 No.144981

検定実施者 東山三郎 印

- ① 水平位置からオブゼクト方向を上向きに傾けた場合

傾き	変化	傾き	変化	備考
0'	0.0			
2'	0.0			
4'	0.0			
6'	0.0			
8'	0.0			
10'	0.0			
12'	0.0			
14'	0.0			
16'	コンペンセーター機能を失う。			
18'				
20'				

- ② 水平位置からオブゼクト方向を下向きに傾けた場合

傾き	変化	傾き	変化	備考
0'	0.0			
2'	0.0			
4'	0.0			
6'	0.0			
8'	0.0			
10'	0.0			
12'	0.0			
14'	コンペンセーター機能を失う。			
16'				
18'				
20'				

検定証明書

昭和57年12月5日

測量計画機関名 殿

測量会社名
東京
社長 東京太郎
会之測量株式会社
社印
社之長印

検定要領に基づいて、検定した結果は下記のとおりである。

品種	〇〇〇自動レベル 機器番号 144981	
検定年月日	昭和52年12月1日	
検定責任者	目黒次郎	
検定実施者	東山三郎	
検定内容	機能状況	良好
	測定による精度点検	良好
判定	3級水準測量に適合	
有効期限	昭和53年11月30日	

6. 図化機検定要領

1. 要 旨

この要領は、精密図化機検定の標準を示すものであり図化作成作業着手前に検定を行い、図化機検定表「以下（検定表）という。」を作成し検定書とともに計画機関に提出するものとする。検定表には、検定に用いた観測手簿及び図表、計算簿等を添付するものとする。

2. 実 施

- (1) 検定は検定表に記載された各項目について行う。
- (2) 検定に使用する格子板は各図化機の付属格子板とし、格子の不明瞭なもの、板面に損傷のあるものなどを使用してはならない。
- (3) 画面距離の検定は格子板を水平に標定し投影距離を変えて水平位置の測定を行い、この数値より画面距離を求め、標定のとき図化機にセットした画面距離の比較によって行う。
- (4) 格子板実体測定は、水平に対地標定された格子板によるモデル上の点の高さを測定する。検定は検定表に示された15点を用いる。検定の結果は検定表及び図表に記載または表示する。
- (5) 格子板単眼測定は、水平に標定された格子板の投影像の水平位置を測定する。検定は、検定表に示された9点を用いる。検定の結果は検定表及び図表に記載または表示する。
- (6) 描画台の検定は図紙上の検定表に示された9点を展開し、その図紙を90度、180度回転後それぞれ展開点の位置を測定し、その結果を検定表に記載する。
- (7) 図化機と描画台の接続検定は、水平に標定された格子板の投影像の水平位置を検定表に示された11点について図化機の目盛と描画台の目盛とで記録し、また描画台上の図紙に展開する結果を検定表及び図表に記載または表示する。

図化機検定表

52年6月2日提出

図化機名 No.		A 7-321		検定年月日		52年5月25日				
格子板 No.		2 G-1324		検定機関		○ ○ 航業KK				
所有機関		○ ○ 航業KK		検定責任者		川田太郎印				
画面距離	左側			右側						
	検定画面距離		セット画面距離		検定画面距離		セット画面距離			
	149.997mm		150.000mm		149.999mm		150.000mm			
格子板実体測定	f	150.000mm		z	300.000mm		b x	200.000mm		
	mh/z	0.033% (最大0.067%)			m p x	3.3 μ (最大6.67 μ)				
格子板単眼測定		左投影器		右投影器		描画台	直交性 (度)	$\frac{0}{800}$		
	f	150.000mm		150.000mm			X・Yスケールの相違	$\frac{X=800.0765}{Y=800}$		
	z	300.000mm		300.000mm			Xスケールの位置による相違	$\frac{0.04}{800} \frac{0.00}{400}$		
	$\frac{f}{z^{ms}}$	5.0μ (最大11.2 μ)		7.1μ (最大15.0 μ)			Yスケールの位置による相違	$\frac{-0.05}{800} \frac{-0.07}{400}$		
	bmean	4.4μ		1.1μ		バックラッシュ	bmean	0.00μ		
バックラッシュ	mb	10.0μ (最大15.8 μ)		9.1μ (最大20.0 μ)			mb	11.8μ (最大14.1 μ)		
図化台機と接続	X図化機 X描画台	0.02 800		格子板実体測定				実体モデルの範囲で端と真中に点を取る点の配置は、格子板上で左図のようにとるのを標準とし、それぞれの格子板に応じて選ぶ。		
	Y図化機 Y描画台	0.04 400		1	2	3	4			
	bmean	4μ		5	6	7	8			
バックラッシュ	mb	10.5μ (最大15.8 μ)		9	10	11	12			
				13	14	15				
<u>格子板単眼測定</u>										
				<img alt="Diagram A8: A square with points 1, 2, 3 at the top edge and 4, 5, 6 at the left edge. Point 1 is at the top-left corner, 2 is at the top-right, 3 is at the bottom-right, 4 is at the bottom-left						

標 定 緒 元

K ₁	399.81	K ₂	399.78
ϕ ₁	100.01	ϕ ₂	100.00
W ₁	100.00	W ₂	100.00
b Y ₁	0.91	b Y ₂	0.00
b Z ₁	0.00	b Z ₂	0.00
f ₁	150.000	f ₂	150.00
b X	200.00		
Σ			
Z	300.00		

①	③	
②		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

①②……測定値（単位 1／100mm）

③……①②の平均値

④……補正量

⑤……ϕ 補正值

⑥……補正值 (③+④+⑤)

⑦……⑥—総平均 = ΔH

格子板実体測定計算

n : ΔH の該当個数

ΔH (1／100mm)	n	n ΔH ²
+ 6		
+ 5		
+ 4		
+ 3		
+ 2	1	4
+ 1	6	6
0	6	0
- 1	2	2
- 2		
- 3		
- 4		
- 5		
- 6		
Σ	15	12

$$mh = \pm \sqrt{\frac{\sum \Delta H^2}{n - 3}} = \pm \sqrt{\frac{12}{12}} = \pm 1 = 10 (\mu)$$

$$\frac{wh}{Z} \times 1000 = \frac{0.1}{300} \times 1000$$

= 0.033(%) 最大 (0.067%)

$$mPx = \frac{f \cdot bx \cdot mh}{Z^2}$$

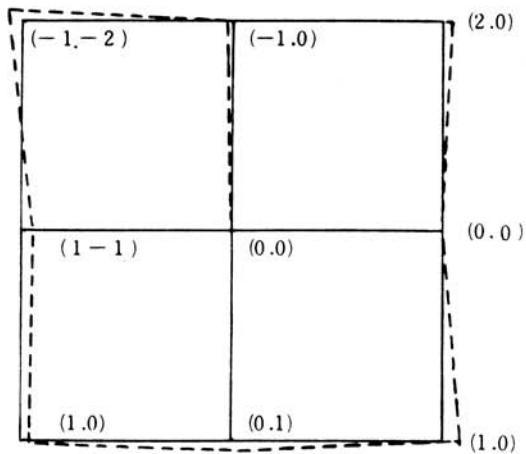
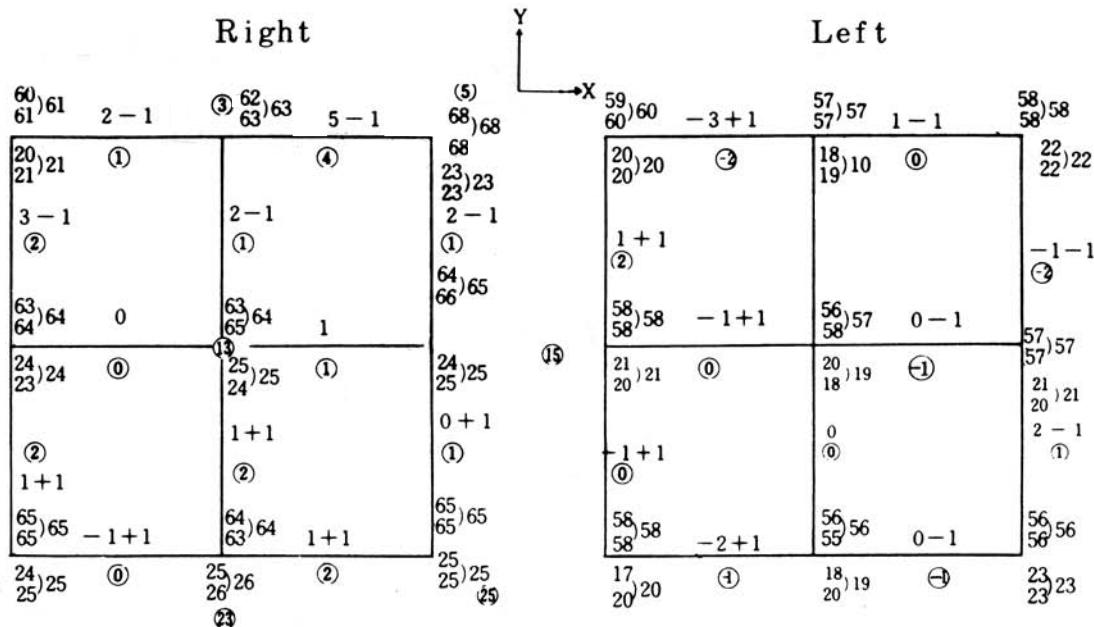
$$= \frac{150 \times 200 \times 0.01}{3002} = 0.00333$$

= 3.3(μ) 最大 (667 μ)

注) この様式は一例を示したものであり、限定したものではない。

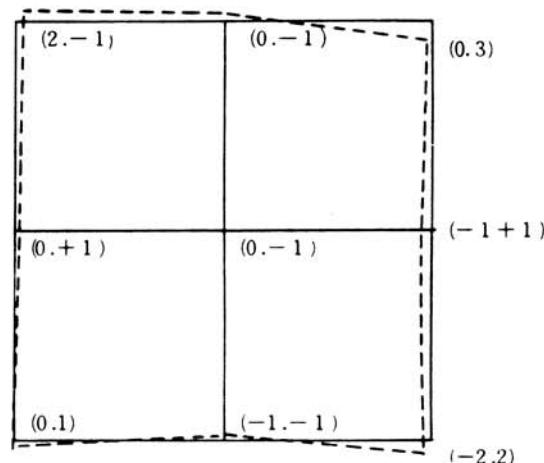
格子板單眼測定記録

図化機名	A 7	検定年月日	52. 5. 25	検定者	高森 明
機械番号	321	格子板番号	Z G-1324	点検者	山田 太郎



Right

(座標原点)



Left

$$X_0 = \frac{X_3 + X_{13} + X_{23}}{3} = \frac{63 + 64 + 64}{3} \div 64 \quad \frac{X_3 + X_{13} + X_{23}}{3} = \frac{57 + 57 + 56}{3} \div 57$$

$$Y_0 = \frac{Y_{11} + Y_{13} + Y_{15}}{3} = \frac{24 + 25 + 25}{3} \div 25 \quad \frac{Y_{11} + Y_{13} + Y_{15}}{3} = \frac{21 + 19 + 21}{3} \div 20$$

注) この様式は一例を示したものであり、限定したものではない。

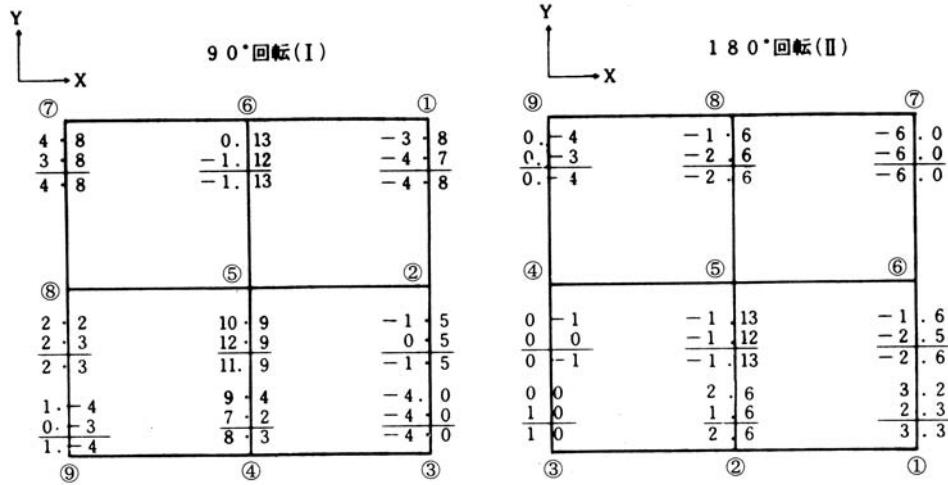
格子板单眼測定計算

Right	Left
$R \phi = \frac{1}{10} \{ (X_{3.5} + X_{13.15} + X_{23.25} + Y_{5.15} + Y_{13.25}) - (X_{1.3} + X_{11.13} + X_{21.23} + Y_{1.11} + Y_{11.21}) \}$ $= \frac{1}{10} \{ (5 + 1 + 2 + 0) - (+2 + 0 - 1 + 3 + 1) \}$ $= +0.4 \div 0$ $R \omega = \frac{1}{10} \{ (X_{21.23} + X_{23.25} + X_{11.21} + Y_{13.23} + Y_{15.25}) - (X_{1.3} + X_{3.5} + X_{11.11} + Y_{3.13} + Y_{5.15}) \}$ $= \frac{1}{10} \{ (-1) + 1 + 1 + 1 + 0 \} - \{ +2 + 5 + 3 + 2 + 2 \}$ $= -1.2 = 1.0$ $R K = \frac{1}{4} \{ (X_3 - X_{23}) - (Y_{11} - Y_{15}) \}$ $= \frac{1}{4} \{ (63 - 64) - (24 - 25) \} = 0$ $\frac{1}{12} \Sigma d = \frac{1}{12} \{ 1 + 4 + 0 + 1 + 2 + 2 + 1 + 1 + 2 + 2 + 1 \}$ $= 1.416 \div 1.0$ $m S = \pm \frac{\sqrt{2(\Delta X^2 + \Delta Y^2)}}{2n-g}$ $= \pm \frac{\sqrt{9+6}}{2 \times 9 - 13} = \pm 1.00 \text{ (単位 } 0.01 \text{ mm)}$ $= 0.50 \text{ (乾板上)}$ $\text{最大} = \frac{f}{2} \cdot R(m) \quad \text{但し } R = \sqrt{\Delta X^2 + \Delta Y^2} \cdots \text{最大のベクトル}$ $= \frac{150}{300} \times \sqrt{(-1)^2 + (-2)^2}$ $= 1.118 \div 1.12 \text{ (11.2 } \mu\text{)}$ <p style="text-align: center;">バックラッシュ</p> $\text{平均} = \frac{\Sigma \Delta X + \Sigma \Delta Y}{2n}$ $= \frac{6+2}{2 \times 9}$ $= 0.444 \text{ (4.4 } \mu\text{)}$ $\text{最大} = \frac{\pm \sqrt{\Sigma \Delta X^2 + \Sigma \Delta Y^2}}{2n} \text{ (} \mu \text{) } \cdots \Delta X, \Delta Y \text{ の内最大値}$ $= \pm \frac{\sqrt{(2)^2 + (1)^2}}{2 \times 1} \text{ m b } \div \frac{\sqrt{12+6}}{2 \times 9}$ $= \pm 1.58 \text{ (15.8 } \mu\text{) } = 10.0 \mu$	$R \phi = \frac{1}{10} \{ (1 + 0 + 0 - 1 + 2) - (-3 - 1 - 2 + 1 - 1) \} = 0.8 \div 1.0$ $R \omega = \frac{1}{10} \{ (-2 + 0 - 1 + 0 + 2) - (-3 + 1 + 1 + 0 - 1) \} = +0.1 \div 0$ $R K = \frac{1}{4} \{ (57 - 56) - (21 - 21) \}$ $= 0.25 \div 0$ $\bar{\Sigma}_d = \frac{1}{12} \{ -2 + 0 + 0 - 1 - 1 - 1 + 2 + 0 - 2 + 0 + 0 + 1 \} = 0.333 \div 0$ $m S = \pm \frac{\sqrt{10+2}}{2 \times 9 - 3}$ $= \pm 1.41$ 0.71 (乾板上) $\text{最大} = \frac{150}{300} \times \sqrt{(0)^2 + (3)^2}$ $= 1.50 \text{ } 15 \mu$ <p style="text-align: center;">バックラッシュ</p> $\text{平均} = \frac{2+10}{2 \times 9} = 0.111 \text{ (1.1 } \mu\text{)}$ $\text{最大} = \pm \frac{\sqrt{(1)^2 + (2)^2}}{2 \times 1}$ $= \pm 2.0 \text{ (20 } \mu\text{)}$ $m d = \pm \frac{\sqrt{6+9}}{2 \times 9} = 0.11$ $= (9.1 \mu)$

注：この様式は一例を示したものであり、限定したものではない。

描画台の検定記録

図化機名	A 7	検定年月日	52. 5. 25	検定者	高森 明
機械番号	321	格子板番号	Z G-1324	点検者	山田 太郎



直交度(I)座標を使用する。

$$\ell a = \frac{1}{2} [\frac{1}{3} \{ (Y_7 - Y_1) + (Y_8 - Y_2) + (Y_9 - Y_3) \} \frac{1}{3} \{ (X_7 - X_9) + (X_6 - X_4) + (X_1 - X_3) \}]$$

$$\frac{\ell \alpha \text{mm}}{800\text{mm}} = \frac{\frac{1}{2} [\frac{1}{3} \{ (8 - 8) + (3 - 5) + (-4 - 0) \} - \frac{1}{3} \{ (4 - 1) + (-1 - 8) + (-4 + 4) \}]}{800} = \frac{0}{800}$$

X:Yスケールの相違(I)座標を使用する。

$$\Delta = \frac{1}{2} [\frac{1}{3} \{ (X_3 - X_9) + (X_2 - X_3) + (X_1 - X_7) \} - \frac{1}{3} \{ (Y_1 - Y_3) + (Y_6 - Y_4) + (Y_7 - Y_9) \}]$$

$$\frac{800\text{mm} - \Delta \text{mm}}{800\text{mm}} = \frac{-\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} [\frac{1}{3} \{ (-4 - 1) + (-1 - 2) + (-4 - 4) \} - \frac{1}{3} \{ (8 - 0) + (13 - 3) + (8 + 4) \}]}{800} + 800}{800}$$

$$= \frac{800.0769}{800}$$

スケールの位置による相違(II)座標を使用する。

$$\Delta X_1 = \frac{1}{2} \{ (X_1 - X_3) - (X_7 - X_9) \} \quad \Delta X_2 = \frac{1}{2} \{ (X_6 - X_5) - (X_5 - X_4) \} \quad \frac{\Delta X \text{mm}}{800\text{mm}} \quad \frac{\Delta X_2 \text{mm}}{400\text{mm}}$$

$$\frac{1}{2} \{ (3 - 1) - (-6 - 0) \} = 4 \quad \frac{1}{2} \{ (-2 + 1) - (-1 - 0) \} = 0$$

$$\Delta Y_1 = \frac{1}{2} \{ (Y_9 - Y_3) - (Y_7 - Y_1) \} \quad \Delta Y_2 = \frac{1}{2} \{ (Y_8 - Y_5) - (Y_5 - Y_2) \} \quad \frac{\Delta Y \text{mm}}{800\text{mm}} \quad \frac{\Delta Y_1 \text{mm}}{400\text{mm}}$$

$$\frac{1}{2} \{ (-4 - 0) - (0 - 3) \} = -0.5 \quad \frac{1}{2} \{ (6 - 13) - (13 - 6) \} = -7$$

点名	X			Y			備考
	(1)	(2)	ΔX	(1)	(2)	ΔY	
1	-3 3	-4 2	1 1	8 2	7 3	1 -1	
3	-4 0	-4 1	0 -1	0 0	0 0	0 0	
5	10 -1	12 -1	-2 0	9 13	9 2	0 1	
7	4 -6	3 -6	1 0	8 -6	3 -6	0 0	
9	1 0	0 0	1 -4	-4 -3	-3 -1	-1 -1	
	$\Sigma \Delta X$			$\Sigma \Delta Y$			

$$\text{平均} = \frac{12(-1)}{2 \times 10} = 0$$

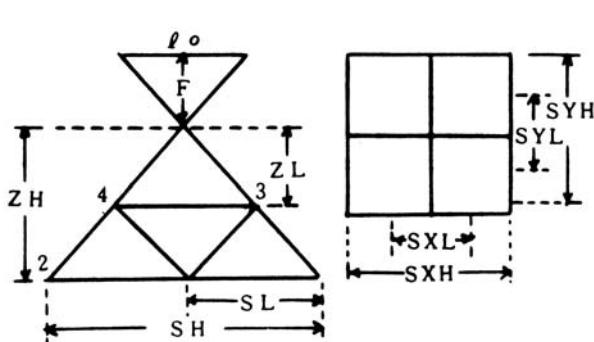
$$\text{最大} = \frac{\sqrt{(-2)^2 + 0}}{2 \times 1} = 14.14 \mu$$

$$m b \pm \frac{\sqrt{9 + 5}}{2 \times 2} = 11$$

注：この様式は一例を示したものであり限定したものではない。

画 面 距 離 の 檢 定 記 錄

図化機名	A 7	検定年月日	52. 5. 25	検定者	高森 明
機械番号	321	格子板番号	Z G-1324	点検者	山田 太郎

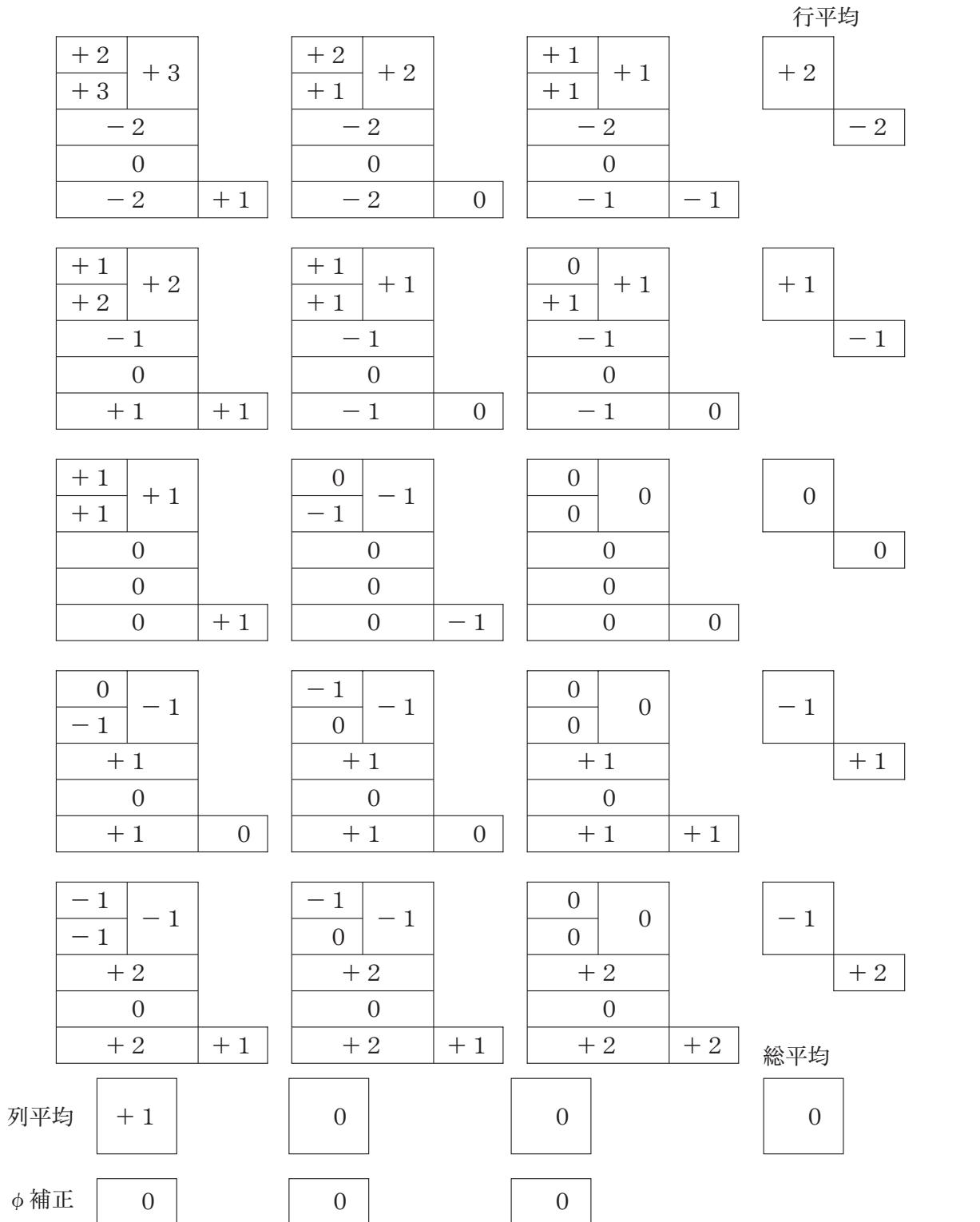


左		SXH=X ₁ -X ₂	SXL=X ₃ -X ₄	SYH=Y ₁ -Y ₂	SYL=Y ₃ -Y ₄		
Z H=250	Z L=200	X ₁ =700.00 X ₂ =100.00	X ₃ =300.00 X ₄ = 33.35	Y ₁ =900.00 Y ₂ =300.00	Y ₃ =500.01 Y ₄ =233.35		
Z H-Z L=250		S X H=599.99	S X L=266.65	S Y H=600.00	S Y L=266.66		
k ₁	399.96	S X H-S X L=333.34		S Y H-S Y L=333.34			
ϕ ₁	100.00	$F_1 = \frac{Z H - Z L}{S X H - S X L} \cdot l_o$					
ω ₁	100.00	$= \frac{250}{333.34} \cdot 200$					
b y ₁	0.0	$= 149.997$					
b z ₁	0.0						
f ₁	150.00						
右		SXH=X ₁ -X ₂	SXL=X ₃ -X ₄	SYH=Y ₁ -Y ₂	SYL=Y ₃ -Y ₄		
Z H=450	Z L=200	X ₁ =700.01 X ₂ =100.01	X ₃ =300.00 X ₄ = 33.33	Y ₁ =900.00 Y ₂ =299.99	Y ₃ =500.00 Y ₄ =233.33		
Z H-Z L=250		S X H=600.00	S X L=266.67	S Y H=600.01	S Y L=266.67		
k ₂	399.99	S X H-S X L=333.33		S Y H-S Y L=333.34			
ϕ ₂	99.99	$F_2 = \frac{Z H - Z L}{S X H - S X L} \cdot l_o$					
ω ₂	100.00	$= \frac{250}{333.33} \cdot 200$					
b y ₂	0.0	$= 150.001$					
b z ₂	0.0						
f ₂	150.00						

注：この検定記録は、一例であり、機種又は測定方法等でこの様式によりがたい場合は、機種又は測定方法に応じた様式とすることができる。

格子板実体測定記録

図化機名	A 7	検定年月日	52. 5. 25	検定者	高森 明
機械番号	321	格子板番号	Z G-1324	点検者	山田 太郎



注：この検定記録は、一例であり、機種又は、測定方法等でこの様式によりがたい場合は、機種又は測定方法に応じた様式とすることができる。

図化機検定証明書

昭和52年6月2日

測量計画機関名 殿

測量会社名
東京
社長 東京太郎

会之
測量株
社印

式会社

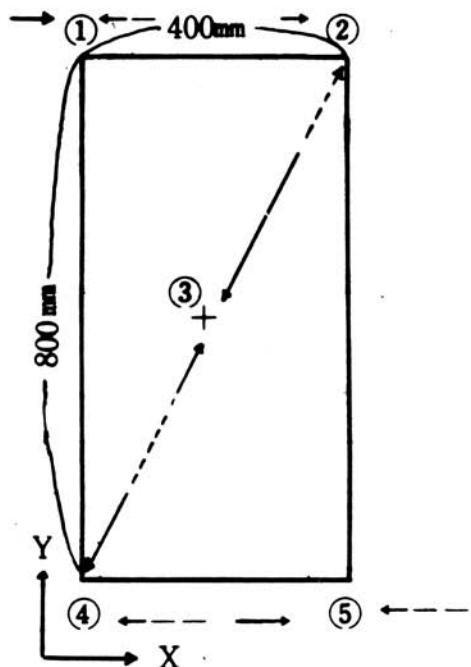
社之
長印

検定要領に基づいて、検定した結果は下記のとおりである。

品種	A7 機械番号 321	
検定年月日	昭和52年5月25日	
検定責任者	山田太郎	
検定実施者	高森明	
検定内容	機能状況	正常
	測定による精度点検	画面距離、格子板、描画台、図化機と描画台の関係は、測定の結果良好である。
判定	A7の性能を保持しており、使用上差し支えないものと判断する。	
有効期限	昭和52年8月24日	

図化機と描画台の接続検定記録

図化機名	A 7	検定年月日	52. 5. 25	検定者	高森 明
機械番号	321	格子板番号	Z G-1324	点検者	山田 太郎



バックラッシュ

$$bmam = \frac{\sum \Delta X + \sum \Delta Y}{2n}$$

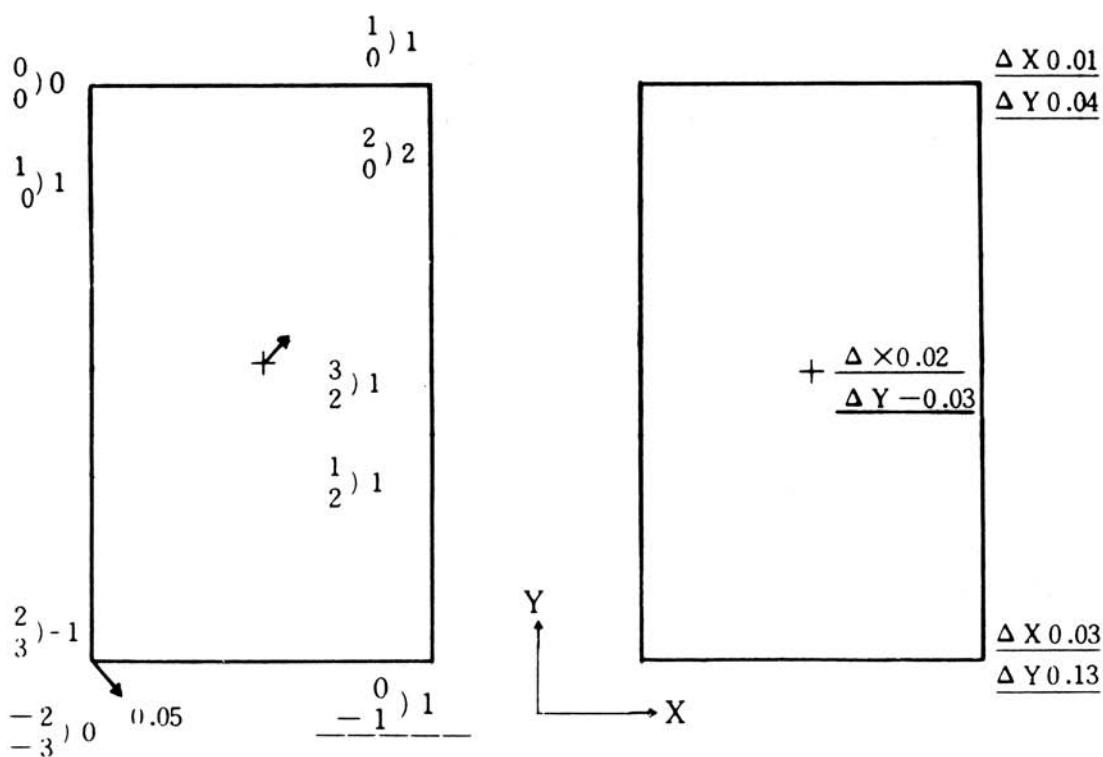
$$= \frac{0+3}{2 \times 5}$$

$$= \frac{3}{10} = 0.3(0.01\text{mm}) = 4(\mu)$$

$$\text{最大md} = \pm \sqrt{\frac{(1)^2 + (2)^2}{2 \times 1}} = \sqrt{\frac{5}{2}} = \sqrt{2.5}$$

$$= 1.58 = 15.8(\mu)$$

$$md = \pm \sqrt{\frac{4+7}{2 \times 5}} = 1.05 = 10.5(\mu)$$



(参考)

測量器械器具点検調整

点検調整は、検定と区別して取扱い、その方法や実施時期を混同しないよう注意を喚起する意味で下記に併記した。

器械器具種類	点検調整（主に箇所のみ）		備 考
	点 検 箇 所	点検時期（定時）	
トランシット	気泡管について (水準器軸+鉛直軸)	観測中毎日	
電磁波測距儀	距離の点検	観測着手直前	手簿に記入
レ ベ ル	視準軸誤差の点検 (視準軸+水準器軸)	観測着手直前及び 観測中1週間毎	同 上
鋼 卷 尺	尺全体 (変形の有無について)	観測使用中毎日	
精 密 標 尺	標尺の直立	観測着手直前	
普 通 標 尺	同 上	同 上	
図 化 機	器機全般	1年毎	
アリダード	定規縁 気泡管 視準板(直立)	作業開始前	
カ メ ラ	コリメーターによる調整	1年毎	コリメーター設備が充足 されるまで適用しない。

5 電子計算機プログラム検定要領

公共測量作業規程電子計算機用 プログラム検定要領

公共測量作業規程26条に定める電子計算機用プログラムの測量計画機関による使用承認は、公共測量作業規程電子計算機用プログラム使用承認事務処理要領及び同検定基準による。

I 電子計算機用プログラム使用承認事務処理要領

1. 公共測量作業規程第26条に基づいて電子計算機用プログラムの承認をうけようとする測量作業機関は、様式1に定める電子計算機用プログラム承認申請書1部及び必要書類を測量計画機関に提出する。
 2. 前条に定める必要書類は次の通りである。
 - (イ) 測量作業機関が管理する電子計算機及びプログラムを用いて計算する場合は、同機関に交付された電子計算機用プログラム検定証明書の写し各1部。
 - (ロ) 測量作業機関が他の計算機関に計算を依頼する場合は、計算機関が測量作業機関に発行した計算受託書1部及び計算機関に交付された電子計算機用プログラム検定証明書の写し各1部。
 3. 電子計算機用プログラム検定証明書は、測量計画機関の認めた中立的検定機関が別に定める公共測量作業規程電子計算機用プログラム検定基準に基づいて検定し、発行したものでなければならない。

平成〇〇年〇月〇日

測量計画機関 殿

測量作業機関

電子計算機用プログラム承認申請書

公共測量作業規程第26条に基づき下記の電子計算機用プログラムについて、承認を得たいので申請します。

記

1. 契約作業名

2. 電子計算機用プログラム

プログラムの名称			
検定機関名			
検定年月日			
検定証明書番号			

3. 必要添付書類

計算受託書 1部 (注) 計算を受託する場合のみ

検定証明書の写し ○部

II 公共測量作業規程電子計算機用プログラム検定基準

1. 目的

この検定基準は公共測量作業規程（昭和52年4月1日建設省官技発第93号—2）に基づいて行われる測量計算の電子計算機用プログラムの適否を検定する基準を定める。

2. 検定プログラムの種類

検定をするプログラムは次のとおりとする。

- (1) X Y網平均計算（観測方程式）
- (2) 高低網平均計算（観測方程式）
- (3) 水準網平均計算（観測方程式又は条件方程式）
- (4) X. Y型の簡易平均計算
- (5) 経緯度、X Y座標相互換算
- (6) その他測量計画機関から指示された計算

3. 検定資料

検定のため次の資料を審査する。

- (1) プログラム説明書（使用目的、機種、計算式、入出力印字形式、制限条件を含む）
- (2) フローチャート
- (3) プログラム（詳細なフローチャートをもってこれに代えることができる）
- (4) 検定機関が示す例題についての計算結果

4. 検定の基準

プログラムの適否は次の事項について検討して決定する。

- (1) 計算方式が公共測量作業規程、同運用基準、同記載要領に適合すること。
- (2) フローチャートが適正であること。
- (3) 入出力の印刷様式が公共測量作業規程等によっていること。
- (4) 検定機関が示した例題の計算結果が適正な結果であること。

5. 検定証明書の発行

検定に適合したプログラムについては別紙様式1の「電子計算機用プログラム検定証明書」1部を発行する。

6. 検定証明発行台帳の作成

検定機関は検定証明書を発行したプログラムに関する台帳を備え、証明書の効力を失ったプログラムが判明したときは抹消する等、現況把握に努める。

検定証明書番号

電子計算機用プログラム検定証明書

文書番号

平成 年 月 日

殿

検定機関代表者氏名 印

下記、電子計算機用プログラムは、電子計算機用プログラム検定基準に基づいて検定した結果適合していることを証明します。

ただし、当該プログラムに変更を加えたときは、その時点において効力を失います。

記

1. プログラムの名称

2. 機種

3. 使用目的

4. 制限条件

6 北海道開発局単位表示及び 土木工事数量計算規定(案)

第1節 適用範囲

北海道開発局の土木工事設計図書の単位表示および数量計算は原則として、この規定による。

第2節 設計図書の単位表示

設計図書における単位表示は、次表による。

区分 種別	寸 法			単 位 呼 称	単価表 員 数	工内訳 書員数	備 考
	長	幅	厚又は 径又は 高さ				
一 般	延 長	[3位(m)] 2位(m)		m			[] は橋梁
	労務人員			人	2 位	1 位	特殊なものは2位、単価表は3位とする。
	木 材	2位(m)	1 位 (cm)	1 位 (cm)	本	1 位	1 位
					m ³	3 位	2 位
	鋼 材	単位限 (mm)	単位限 (mm)	1 位 (mm)	t	1 位	単位限
	金 物	2 位 (m)	単位限 (mm)	単位限 (mm)	kg	1 位	
	砂利・碎石			単位限 (mm)	m ³	1 位	100m ³ 未満は 単位限
	砂・火山灰				m ³	1 位	
	玉石・栗石			単位限 (cm)	m ³	1 位	100m ³ 以上は 10位止 め
	割 石			単位限 (mm)	m ³	1 位	
ア ス フ アル ト 類	石 油 類			ℓ	有効數 位2桁	単位限	単価表の単位表示は時間当たり燃料消 費率による場合であり、その他の場 合は小数2位とする。
	アスファルト 類			t	3 位	1 位	
				kℓ			
	石 粉			t	2 位	単位限	
	セ メ ン ト			kg	単位限	単位限	
	粗 朶 類	1 位 (m)		単位限 (cm)	束	1 位	単位限
	芝	単位限 (cm)	単位限 (cm)	単位限 (cm)	m ²	1 位	単位限

区分 種別	寸 法			単位 呼称	単価表 員数	工内訳 書員数	備 考
	長	幅	厚又は 径又は 高さ				
一般	芝			m ²	1 位	単位限	
	秀種子類			kg	単位限	単位限	
	塗 料			kg ℓ	1 位	1 位	シンナーは2位とする。
	塗装表面			m ²	1 位	単位限	
	火薬 ダイナマイト			kg	2 位	1 位	
	雷 管			個	1 位	単位限	
	目地材			m ²	2 位	1 位	
	止水板			m	1 位	単位限	
	防砂シート			m ²	1 位	単位限	吸出し防止材
	混 和 材			kg ℓ	2 位	単位限	
	石 灰			t kg	2 位 単位限	2 位 単位限	
	肥 料 類			t kg	2 位 単位限	2 位 単位限	
	土地および 家 屋			m ²	4 位	3 位	
	借 地 料			m ²		単位限	
	時間・日数 月 数			時・日 月	2 位	1 位	
	台 数			台	1 位	単位限	
	アルミ粉末			g	単位限	単位限	
	籠 類			m . m ² 個	単位限	単位限	蛇籠・布団籠・石籠
	電 力 料			KWH	単位限 位2位	単位限	単価表の単位表示は時間当たり電力消費率による場合であり、その他の場合は小数2位とする。

区分 種別		単位 呼称	単価表 員数	工内訳書員数	摘要
共通仮設	伐開		m ²	単位限	100m ² 未満は単位限 100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め
	独立樹		本	単位限	単位限
	段切り		m ²	単位限	100m ² 未満は単位限 100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め
	プラント仮設費 (混合物)		t		10位止め
土工	断面積		m ²	1位	
	機械施工	土砂	m ³	1位	100m ³ 未満は単位限 100m ³ 以上5,000m ³ 未満は10位止め 5,000m ³ 以上は100位止め
		岩	m ³	1位	100m ³ 未満は単位限 100m ³ 以上10位止め
	人力施工	土砂	m ³	1位	単位限
		岩	m ³	1位	単位限
法面工	切土法面仕上		m ²	単位限	100m ² 未満は単位限
	盛土法面仕上		m ²	単位限	100m ² 又は100m以上5,000m ² 未満又は 5,000m未満は10位止め
	張芝・筋芝・植生		m ²	単位限	5,000m ² 又は5,000m以上は100位止め
	天芝		m	単位限	
	積芝		m ²	1位	1位
	法枠・ネット類・モルタル吹付		m ²	1位	単位限
	除草		m ²	単位限	100m ² 未満は単位限 100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め
路盤工	路床仕上		m ²	単位限	100m ² 未満は単位限
	路面整正・路盤仕上		m ²	単位限	100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め
	路盤工内のり面仕上		m ²	単位限	単位限
	路盤・凍上抑制層		m ³	1位	100m ³ 未満は単位限 100m ³ 以上は10位止め

区分 種別		単位 呼称	単価表 員数	工内訳書員数	摘要
舗装工	舗装面積	m ²	1位	単位限	アス安定処理、プライムコート、タックコート、シールコート含む
	混合物容積	m ³	2位	1位	
	混合物重量	t	2位	1位	
	舗装切斷	m	1位	単位限	
	区画線	m	1位	100m未満は単位限 100m以上5,000m未満は10位止め 5,000m以上は100位止め	
	区画線 横断線・路面表示	m 力所	1位	単位限	
	舗装取こわし	m ³	1位	単位限	機械の場合
			2位	1位	人力の場合
コンクリート	断面積	m ²	3位		
	容積	m ³	2位	1位	消波ブロックについては、各ブロックの諸元による
	モルタル容積	m ³	2位	1位	
	型枠	m ²	1位	単位限	消波ブロックについては、各ブロックの諸元による
	鉄筋作工	kg	1位	単位限	
	足場損料	m ³ m ²	1位	単位限	支保工も含む
	防寒囲い面積	m ²	1位	単位限	養生面積も含む
	コンクリート取こわし	m ³	2位	1位	
附帯作工	コンクリートチッピング	m ²	1位	単位限	
	縁石	m	1位	単位限	
	間知石・野面石 雜割石類	m ² 個	1位 1位	1位	
	ブロック類(積・連節・ 法覆・カラー・L型)	m ² 個	1位 1位	1位	
	シート・マット	m ²	単位限	単位限	
	防護柵	m	1位	1位	歩道柵を含む

区分 種別		単位 呼称	単価表 員数	工 内 訳 書 員 数	摘 要
附 帶 作 工	防 護 槵	m	1 位	1 位	歩道柵を含む
	管 類	m	1 位	単位限	ヒューム管、コルゲートパイプ、RC管、土管、プラスチックパイプ、ドレンパイプ、トラフ類等 ただし、径1.0m以上の管渠等は指定数値を1ランク下げて表示する。
		本	単位限		
排 水 工	階 段 ブ ロ ッ ク	m	2 位	1 位	
	素 挖 側 溝	m	1 位	単位限	
	路 床 排 水	m	1 位	単位限	
	し ゃ 断 排 水	m	1 位	単位限	
	横 抜 排 水	m	1 位	単位限	
床 掘 ・ 仮 締 切	暗 渠 排 水	m	1 位	単位限	
	床 仕 上	m ²	単位限	100m ² 未満は単位限 100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め	
	水 替 日 数	日	1 位	単位限	
	設 備	ヶ所	単位限		
	土 俵 ・ 石 枠	m	1 位	単位限	
河 川	矢 板 類	m	1 位	単位限	
	河床均し、天端仕上	m ²	単位限	100m ² 未満は単位限 100m ² 以上5,000m ² 未満は10位止め 5,000m ² 以上は100位止め	
港 湾 ・ 漁 港	浚 漏 ・ 埋 立	m ² m ³	単位限	100m ² 又は100m ³ 未満は単位限 100m ² 又は100m ³ 以上5,000m ² 又は 5,000m ³ 未満は10位止め 5,000m ² 又は5,000m ³ 以上は100位止め	
	床掘、掘削(土砂)、置換 岩盤破碎、掘削、中詰	m ³	単位限		
	捨 石 ・ 裏 込	m ³	単位限		
	均し(土工を除く)	m ²	単位限	5,000m ² 未満は単位止め 5,000m ² 以上は10位止め	

種別	区分	単位 呼称	単価表 員数	工内訳書員数	摘要
農業	仮橋	m ²	1位	1位	
	土壤改良資材置場	ヶ処	単位限	単位限	
	スラブ桁架設	t	2位	1位	
	ガードレール・高欄 (ステンレス)・伸縮継手	m	1位	1位	
	S Pスラブ桁支承材 鋼 鉄 筋	m ²	1位	1位	
	農用地造成	ha 時	1位	1位	
	管水路	m	単位限 2位	単位限 2位	φ200mm未満 φ200mm未満

備考

1. 単価表および工内訳書の員数欄で何位（1位・2位等）とあるもの、および単位限とあるものは4捨5入とし、何位止め（10位止め、100位止め等）とあるものは切捨とする。
2. 単価表および工内訳書の数量が表の単位より基準数量が小さい場合は、有効数位第1位の数量とする。（下一桁で4捨5入）
3. 工内訳書は原則として同一工種のものは、数量を集計して計上すること。
(例えばヒューム管工等は数ヶ所分を集計する)
4. 別途定まっている歩掛値等については、本基準によらなくて良い。

第3節 土木工事数量計算規定

1. 一般事項

- (1) 数量計算の単位はメートル法によるものとする。
- (2) 工事数量ならびに工事材料の単位および小数位は第2節設計図書の単位表示によるものとする。ただし、当該の表にないものは類似のものに準ずるものとする。
- (3) 数量計算は算式によるほか、図上計算または実物測定によることができる。
- (4) 面積の算出は計算、三斜法およびプラニメーターによって算出する。プラニメーターを使用する場合は、3回以上の測定の平均値とする。
- (5) 面積および体積の算出記載順序は「面積および体積算出標準」による。円周率は原則として3.14とする。

2. 共通

(1) 土工

- 1) 土積の計算は、両端面積計算法によるものとし、両断面を平均したものに、その断面間の距離を乗じたものの総和とする。
すなわち、

$$V = \Sigma \left(\frac{A_1 + A_2}{2} \right) \times \ell$$

ここに V = 土量 A = 断面積 ℓ = 距離

その距離は20mを標準とするが、その中間において断面の変化のあるときは、その都度とするものとする。特に変化のない場合は適宜拡大することができる。

- 2) 作業を水中および陸上に区分する場合は指示する水位を境とする。

- 3) 次のものは原則として切取および盛土の数量計算に入れない。

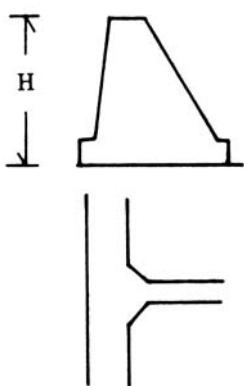
- (イ) 2m未満の径間または内径を有する構造物
- (ロ) 法面排水構造等の容積
- (ハ) 盲排水の容積

- (2) コンクリート関係の数量計算は原則として下記による。

- 1) コンクリート体積の算定（一般的に平均断面積×平均長=体積とする）

小さなハンチ（20cm×20cm未満）のコンクリート体積は考えない。

- 2) 型枠面積の算定（一般に平均長×平均高=面積とする）



小作工物（高さ 2 m 以下）

左図の様な型枠面積は $2H \times \ell$ とし、斜長は考えない。ただし、同一区間で高さが 2 m 以上と 2 m 以下の断面が連続してある場合はいずれも斜長を考慮する。

ハンチ（20cm × 20cm 未満）がある場合の型枠面積は斜長で考えない。

石垣、縁石、管渠等の基礎および裏込コンクリート等の小口型枠面積は計上しない。

3. その他

- (1) 次の各項に示すものの容積または面積は、原則として積算対象の数量から控除しないものとする。ただし、これによることが著しく不適当と判断されるものについてはこの限りではない。
 - (イ) 基礎コンクリート中の杭頭（ただし、杭頭結合A法の場合は除く）
 - (ロ) コンクリート構造物の排水孔
 - (ハ) 鉄筋コンクリート中の鉄筋
 - (ニ) コンクリート構造物の面取り
 - (ホ) 内径60cm以下の管類またはこれに相当するもの
 - (ヘ) コンクリート構造物の伸縮継目の間隙
 - (ト) 路盤工中の1個所の容積0.5m³以下の構造物
 - (チ) 舗装工中の1個所の面積0.5m²以下の構造物
 - (リ) 鋼材中の鉛孔および隅欠き
 - (ヌ) コンクリート中のくつ（沓）承け溝およびボルト孔
 - (ル) 基礎栗石中の杭胴木、梯子胴木および杭の容積
 - (ヲ) その他前各項 ((イ)～(ル)) にかかるものに準ずるもの

第4節 工種の選定方法

1. 道 路

- (1) 改良、舗装、橋梁

延長は原則として起終点間の中心線水平距離とする。また橋梁下部工のみの場合は橋台、標脚ごとに基数とする。

- (2) トンネル延長は、施工基面の延長とする。
- (3) 伐開面積は、原則として水平距離で積算するものとする。
- (4) 法面保護工の張芝面積は各張芝法長の平均値に各距離を乗じて算出したものの総和とするが、または展開図よりプラニメーターによって算出する。
- (5) 管渠工の延長は管中心線の長さを原則とする。

2. 河 川

- (1) 掘削延長は、河道法線とする。
- (2) 築堤延長は、堤防法線（天端前肩線）とする。
除草、伐開の面積は、各法長の平均値に各距離を乗じ得た総和とする。
- (3) 護岸延長の表示は、連節護岸にあたってステップ法肩とし法面工を有するものについては法留、積ブロックについては天端を延長とする。また、根固工のみの場合は根固延長をもって表示する。
- (4) 壁堤延長は天端法線をもって表示する。

3. 農 業

- (1) 伐開、抜根、排根、圃場等の面積は水平面積 (ha) とする。

4. 海岸および港湾、漁港

- (1) 堤防および護岸工延長は躯体の海側天端線とする。又、基礎の延長は海側躯体と基礎天端との交点を連ねた線とする。
- (2) 消波工延長は、防波堤外側延長で表示する。
- (3) 離岸堤延長は、躯体中心延長で表示する。
- (4) 根固工延長は、防波堤外側延長で表示する。

5. その他

- (1) 事業別工種に関係なく共通するものについてはそれによるものとする。

面積および体積算出標準

1. 平面図形の面積の算出および記載順序

(1) 正多角形

$$A = a \cdot S^2 = b \cdot R^2$$

ここに R = 外切円の半径

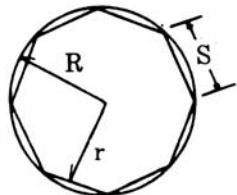
r = 内切円の半径

n = 辺 数

$$s = c \cdot R = d \cdot r$$

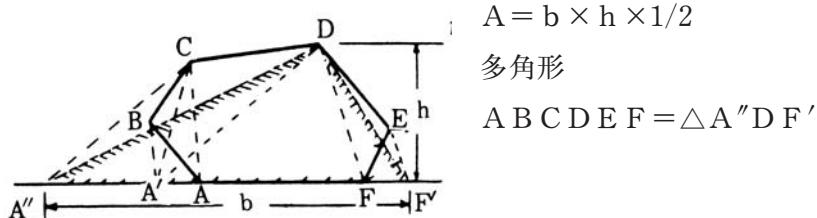
$$R = c \cdot S$$

$$r = f \cdot S$$



n	a	b	c	d	e	f
3	0.443	1.299	1.732	3.464	0.577	0.289
4	1.000	2.000	1.414	2.000	0.707	0.500
5	1.721	2.378	1.176	1.453	0.851	0.688
6	2.598	2.598	1.000	1.155	1.000	0.866
8	4.828	2.828	0.765	0.828	1.307	1.207
10	7.694	2.939	0.618	0.650	1.618	1.539

(2) 多 角 形

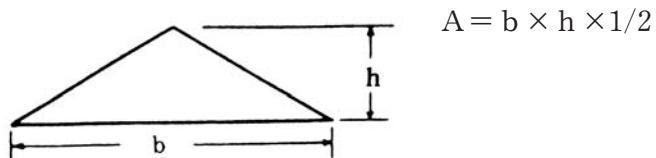


$$A = b \times h \times 1/2$$

多角形

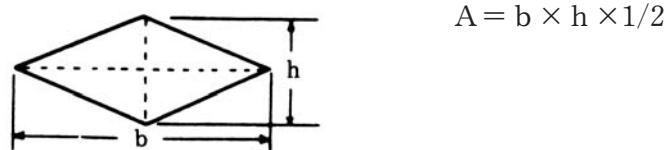
$$ABCDEF = \triangle A''DF'$$

(3) 三 角 形



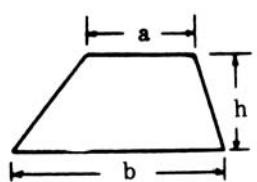
$$A = b \times h \times 1/2$$

(4) 菱 形



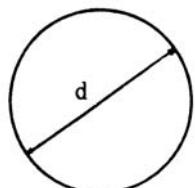
$$A = b \times h \times 1/2$$

(5) 梯 形



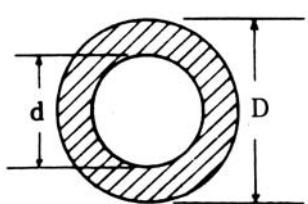
$$A = (a + b) \times h \times 1/2$$

(6) 円 形



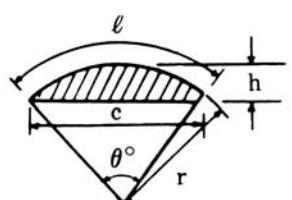
$$A = d^2 \times \pi \times 1/4$$

(7) 環 形



$$A = (D^2 - d^2) \times \pi \times 1/4$$

(8) 欠円 形

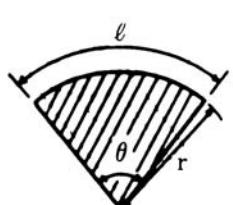


$$A = r^2 \left(\frac{\theta^\circ}{180} \times \pi - \sin \theta^\circ \right) \times 1/2$$

または

$$\{ \ell \times r - c(r-h) \} \times 1/2$$

(9) 扇 形

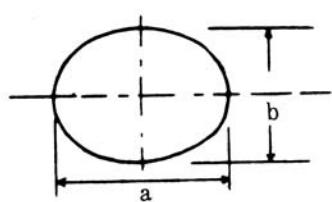


$$A = \ell \times r \times 1/2$$

または

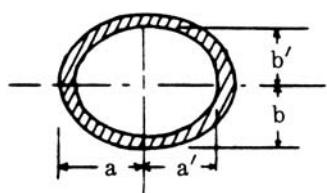
$$r^2 \times \pi \times \frac{\theta^\circ}{360}$$

(10) 楕円 形



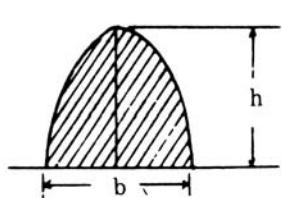
$$A = a \times b \times \pi \times 1/4$$

(11) 中空橢円形



$$A = (a \times b - a' \times b') \times \pi$$

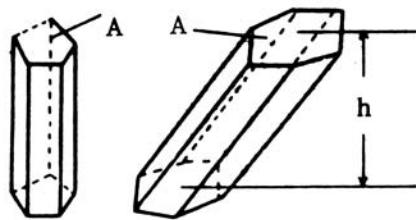
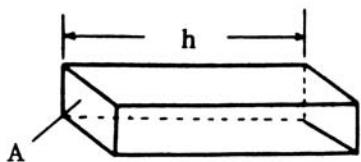
(12) 抛物線形



$$A = b \times h \times 2/3$$

2. 立方体の体積ならびに表面積の算出および記載順序

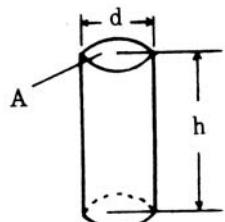
(1) 直方体および角柱体



$$V = A \times h$$

$$F = 2A + (\text{底面の周辺長}) \times h$$

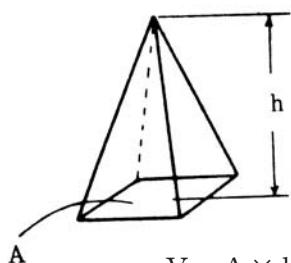
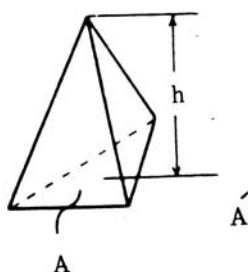
(2) 直円柱体



$$V = h \times d^2 \times \pi \times 1/4$$

$$F = d \times \pi \times (h + d \times 1/2)$$

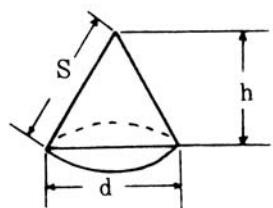
(3) 角錐体



$$V = A \times h \times 1/3$$

$$\text{正角錐体 } F = A + (\text{底面の外周}) \times \text{斜高} \times 1/2$$

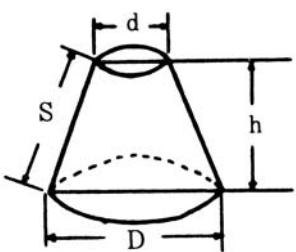
(4) 円錐体



$$V = h \times d^2 \times \pi \times 1/12$$

$$F = d \times (d \times 1/2 + S) \times \pi \times 1/2$$

(4)' 截頭円錐体

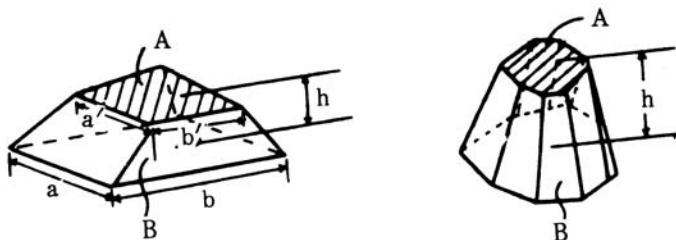


$$V = (D^2 + D \times d + d^2) \times h \times \pi \times 1/12$$

$$F = (D + d) \times S \times \pi \times 1/2 +$$

$$(D^2 + d^2) \times \pi \times 1/4$$

(5) 截頭角錐体 (擬柱体の場合でもこの式を用いてよい。)



(1) 六分法

$$V = (A + 4M + B) \times h \times 1/6$$

ここに M =高さの中央で底面に平行な断面積

h =上下両面間の垂直距離 A =上面積 B =底面積

上面、下面ともに方形で平行のとき

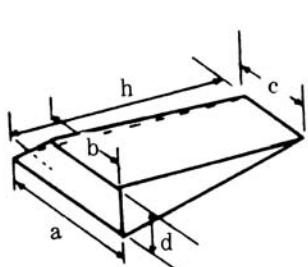
$$V = \{a + b + (a + a') \times (b + b') + a' \times b'\} \times h \times 1/6$$

(2) 平均法

簡単に体積を求めるときはこれによることができる。

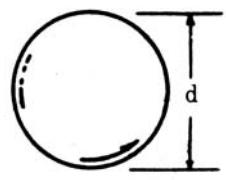
$$V = (A + B) \times h \times 1/2$$

(6) 楔形



$$V = (a + b + c) \times d \times h \times 1/6$$

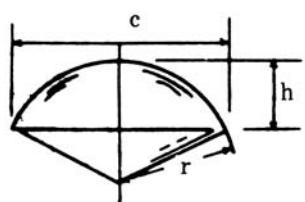
(7) 球



$$V = d^3 \times \pi \times 1/6$$

$$F = d^2 \times \pi$$

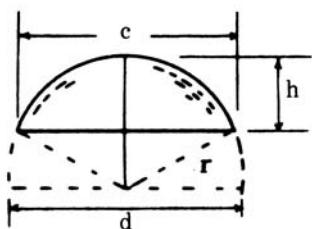
(8) 球底円錐



$$V = h \times r^2 \times \pi \times 2/3$$

$$F = (4h + c) \times r \times \pi \times 1/2$$

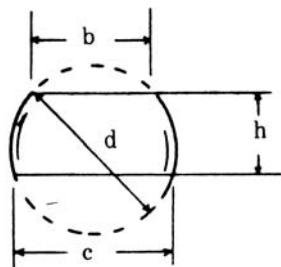
(9) 欠球



$$V = (3d - 2h) \times h^2 \times \pi \times 1/6$$

$$F = h \times d \times \pi + C^2 \times \pi \times 1/4$$

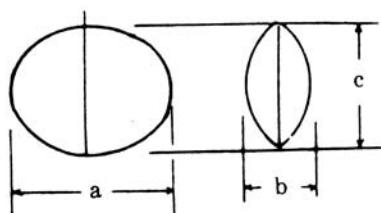
(10) 截球



$$V = (3b^2 \times 1/4 + 3C^2 \times 1/4 + h^2) \times h \times \pi \times 1/6$$

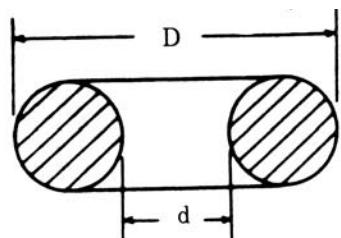
$$F = h \times d \times \pi + (b^2 + C^2) \times \pi \times 1/4$$

(11) 楕円形



$$V = a \times b \times c \times \pi \times 1/6$$

(12) 円環



$$V = (D-d)^2 \times (D+d) \times \pi^2 \times 1/32$$

$$F = (D-d) \times (D+d) \times \pi^2 \times 1/4$$